

税制のEBPMに関する専門家会合（第3回）議事録

日 時：令和7年5月21日（水）10時00分

場 所：WEB会議（財務省第3特別会議室を含む）

○赤井座長

時間となりましたので、ただいまから「税制のEBPMに関する専門家会合」の第3回を開会いたします。

前回に引き続き、委員の皆様方の御理解、御協力をいただき、オンラインも利用した会議とさせていただきます。本日の出席者一覧はお手元にお配りさせていただいておりますので、御確認ください。

会議の途中でパソコン操作などに支障が生じましたら、事務局を呼んでいただくか、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡をいただければ対応させていただきます。

本日は、所得税関係の租税特別措置である住宅ローン控除・リフォーム税制、セルフメディケーション税制の検証について議論を行っていきたいと思います。

それでは、早速ですが、議題に入りたいと思います。

まずは住宅ローン控除・リフォーム税制について、証3-1の御説明を本日お越しいただいております国土交通省住宅局の神谷住宅経済・法制課長より御説明をよろしくお願いいたします。

○神谷 国土交通省住宅局住宅経済・法制課長

資料に基づき御説明申し上げます。表題ですが「住宅ローン減税・リフォーム促進税制の効果検証」とさせていただきます。税制の世界では住宅ローン控除と呼ばれるものだと承知しておりますが、住宅関係者の間ではなかなか住宅ローン減税という呼び名が浸透しており、資料上は住宅ローン減税という形で表現させていただきます。

2ページをお願いいたします。現在、住宅税制に関しましても、税制についてもEBPMが重要であるということを踏まえ、有識者から御助言をいただきながら検証を進めております。メンバーは資料に記載しておりますけれども、一橋大学の清水教授に座長をお務めいただき、そのほか、EBPMやデータ分析、住宅政策、住宅税制に知見を有されている方々にメンバーになっていただき御助言をいただいております。これまで3回開催しており、来月16日に中間取りまとめについて御議論をいただく予定です。

最後の※印に書いてございますが、親会議は3回開催させていただいておりますが、その下にWGを設け、個々のメンバーの方から個別に様々分析のやり方等について御助言をいただくという形で、それは30回以上やらせていただいて、手取り足取り御指導をいただきながら進めているという状況です。

3 ページをお願いいたします。

効果検証に当たりアンケートを実施しております。こちらにつきましては、住宅税制がどのような行動変容を生んだのかということアンケートで把握すべきだという御助言を賜りまして実施したものです。

まず、住宅ローン減税などについてのアンケート調査でして、対象は2022年から2025年の間に住宅を取得して入居された方、予定の方も含みますが、そこを対象に、今年の1月から3月に実施させていただきました。8,000件を超える御回答をいただいたところです。

4 ページ、同じくリフォーム税制についてもアンケートを実施させていただいています。こちらは一番下にございますけれども、消費者の方から882件、事業者の方々から236件の御回答をいただいています。こちらの結果についても分析に活用させていただいております。

5 ページ以降で住宅ローン減税の効果検証の状況について御報告をさせていただきます。

6 ページをお願いいたします。

こちらは現行の住宅ローン減税制度の概要となります。2022年から2025年間の制度として措置をされております。毎年の住宅ローン残高の0.7%を最大で13年間、所得税から控除するという仕組みですが、所得税から控除しきれない場合は住民税からも一部控除できるという制度になっております。借入限度額と書いてある欄がありますが、それぞれ省エネ基準適合住宅、ZEH水準省エネ住宅、長期優良住宅と住宅の性能が高いものほど上乗せをする措置が講じられております。

右側に行ってくださいまして2024年、25年につきましては、それぞれ借入限度額が500万円から1,000万円引き下げられております。子育て世帯等と書かせていただいておりますが、左下に記載しておりますが、19歳未満の子を有する世帯などでございますが、こちらについては子育て世帯等について子育て支援の観点から借入限度額の上乗せをするという措置が講じられているところです。その他諸々要件がございますが、一番下の床面積要件でございますが、原則50平米ですが、新築の場合については一定の要件の下、40平米に引き下げるという措置が講じられております。

7 ページをお願いいたします。

今、御説明したのが2022年からの制度ですが、それ以前も住宅ローン減税は存在しており、時々的情勢に応じ控除期間ですとか最大控除額、控除率、借入限度額などの上下を繰り返しながら現在が続いているという状況です。

8 ページをお願いいたします。

検証に先立ちまして、まず住宅ローン減税の目的を整理しております。大きく4点ございまして、上に書かせていただいておりますが、まず初期負担の軽減をすること。

2点目として、住宅建設の促進を通じて内需の拡大等に資する。3点目として、省エネ性能などの高い住宅の普及を通じて、カーボンニュートラルの実現に寄与する。4点目として、子育て世帯の支援を通じて少子化対策、子育て支援につなげていく。この大きく4点を目的としてございます。

これを前提に9ページ以降になりますが、いわゆるEBPMの検証を進めるに当たってロジックモデルを整理するというのが一般的だという御助言もいただきまして整理をしているものです。今、申し上げました4つの目的ごとにそれぞれインプットですとかアウトプット、アウトカムなどを整理し有識者から御意見をいただきながらまとめたものです。

9ページは初期負担の軽減、内需の拡大の観点。

10ページがカーボンニュートラルの観点。

11ページが子育て支援などの観点ということで各々目的が異なるものですからそれぞれ分けて整理をさせていただいています。

12ページ、お願いいたします。

こちらは住宅ローン減税が個人の方にどの程度の減税が及ぶかということを一定の仮定を置いて試算をしたものです。前提条件を書かせていただいておりますが、この12ページで書かせていただいているのは新築の認定長期優良住宅などで、上段が借入限度額5,000万円の場合で、下段は2024年以降、借入限度額は引き下げられていますので4,500万円、この2パターンを書かせていただいております。それぞれ年収に応じて額が変わってくるわけですが、一般的に借入額が増えれば増えるほど減税額、こちらは13年間の合計額になりますが、増えるという状況にございます。

13ページをお願いいたします。

こちらは不動産協会さんがみずほ銀行さん、東京大学エコノミックコンサルティングさんに依頼をして住宅ローン減税の効果を分析したものです。概要は左側に書いてございますが、みずほ銀行の顧客データを活用して730万人を分析の対象とし、方法はローン減税制度の変化があった場合に住宅取得確率、下の箱書きに定義を書かせていただいておりますが、前年の住宅を未取得、これはローンが未契約の方の件数のうち、翌年に新たにローン契約を結んだ方ということで住宅取得確率を出しておりますが、それがどの程度変化するかを分析しております。対象期間は、消費増税などの大きな要因変化がない時期として平成22年と23年を採用されております。この期間、住宅ローン減税については左下になりますが、最大控除額が500万円から400万円、借入限度額で申しますと5,000万円から4000万円に下がるという状況にございます。

右側、その結果ですが、この100万円の最大控除額の変化が住宅取得確率を10%から15%程度押し下げるという結果が出ているのではないかという結果が出されています。

※書きに書いておりますが、中程度の家計保有資産規模ですとか相対的に若い家計

において感応度が高いというような結果が出ているという分析がなされてございます。

次の14ページですが、同様の分析を有識者の方から住宅・土地統計調査という公的統計を用いて検証すべきという御指摘をいただきましたのでそれを検証したものです。

表の上にご書いてございますが、住宅取得確率の定義も若干違いますけれども、前年借家に住まわれていた方がどれだけ新しく持家を取得したかということで住宅取得確率を出しております。こちらについて検証してみますと、住宅の取得確率が約2.9%減るという状況が出てございます。13ページの結果と若干差がございましたが、こちらは有識者の方から、今回の100万円の変化というのは借入額が5,000万円から4,000万円に下がったというところの層の影響を見ているもので、一般的にみずほ銀行の顧客の方は高所得で借入額も多いというような影響もあって恐らく感応度が高く出ているのではないかとコメントをいただいているところです。

15ページ以下がこういった数字を基にどれだけ住宅投資を押し上げたかという試算です。不動産協会さんの10%から15%変動するというものを用いて試算をしております。試算の仮定は書かせていただいておりますが、⑤で住宅ローン減税がなくなった場合、約17万戸から25万戸強、取得数が減少する。これを用いて試算しますと住宅投資額の押し上げ効果は約3.8兆円から5.8兆円、経済波及効果は6.8兆円から10.4兆円という試算をしております。

16ページは住宅・土地統計調査の約2.9%という数字を用いて計算をしましたところ、同じく⑤になりますが、住宅取得数の減少は約4.9万戸、これによる住宅投資額の押し上げ効果が1.1兆円というような数字が出てございます。

17ページ、こちらはまた別の日本住宅総合センターさんが調査事業をされており、その中で住宅ローン減税の最大控除額が変化した場合、着工戸数にどれくらい影響を与えるかという回帰分析をされております。推計式は記載させていただいておりますが、最大控除額が100万円増加すると四半期ごとの持家新設着工戸数が2.3%増加するとの結果が出ております。

それを用いて18ページで同じく同様の押し上げ効果の試算をしております。

⑥にございますが、住宅ローン減税がなくなった場合、4.1万戸程度着工が減る。これを基に試算をしますと、押し上げ効果は0.9兆円、経済波及効果は1.7兆円という数字が出ております。

19ページ以降はアンケート結果。先に御説明したものを用いて分析をしたものです。

左側を見ていただきますと、「住宅を購入しなかった」と書いてございますが、20%、50%、100%と書いております。こちらは20%減税額が減ったらどうか、100%減ったら、すなわち住宅ローン減税がなくなったら購入していたかどうかということを問うた質問をまとめたものです。右下の全体の欄を見ていただきますと、全体で住宅ローン減税がなかった場合、21%が住宅を「購入しなかった」という回答の割合を占めております。住宅取得数に換算しますと約9万戸ということになります。

こちらの回答は、質問、上の箱書きの※に書かせていただいておりますが、実際に住宅を買われた方、入居された方を対象に実施しておりますので、住宅を購入されていない方はこの母数からは除かれているということに御留意いただければと思います。ですから、住宅ローン減税を活用して住宅を取得された方のうち、減税額が100%減ったら21%住宅購入をしなかったという結果だと御理解いただければと思います。

その右側、その要因を推察したものでございますが、住宅を購入したときの決定要因についてまとめております。右側で住宅の立地環境がよかった、交通の利便性がよかったということが決定要因というのが注文住宅については低い数字が出ておりますが、相対的に分譲・既存住宅については高い値が出ております。こちらについては分譲ですとか既存住宅の購入者の方は欲しいものが欲しいエリアで出たときに買ってしまおうということで住宅ローン減税の効果が若干注文住宅に比べて低いのではないかと。左側の表を見ていただきますと、100%の欄を見ていただくと注文住宅は24%に対して、分譲は10%台ということで若干差が見てとれます。

一方、注文住宅については価格が適切だったからということで決定要因になっている方が21%と低い値になっております。注文住宅の方は価格で我慢をしているといえますか、その結果、住宅ローン減税への感応度が高いということではないかと推察をしております。

20ページをお願いいたします。

同じくアンケートですが、住宅購入や新生活に影響が生じたという方が59%ございました。その方について分析してみますと、価格を下げる、性能を下げる、家具・家電などを減らすといったところが具体的な影響として高い回答の割合が出ているという状況です。こちらも住宅を実際に買われた方を対象にした分析です。

右側で住宅種別ごとに分けておりますが、影響が生じたという欄を見ていただきますと、購入しなかったということほどにはあまり住宅種別間で差がないのかなということが見てとれると考えております。

21ページをお願いいたします。

こちらは省エネ性能などが高い住宅について借入限度額の上乗せ措置が講じられておりますので、その効果を検証したものです。これは長期優良住宅について分析をしたものです。下の表で申し上げますと青い棒グラフがありますが、こちらは長期優良住宅とその他の一般の住宅との最大控除額の差をグラフ化したものでございます。見ていただきますと2019年の10月以降、120万円ということで従来の100万円より差が広がっている、上乗せがよりされている。2022年からはさらに182万円ということでさらに上乗せがされているという状況です。この棒グラフの変化に合わせてオレンジの折れ線グラフは戸建て住宅に占める新築の長期優良住宅の割合ですが、一応増加が見てとれるのかなというところが可能性として示唆されると思っております。

上の箱書きの一番下に書いてございますが、長期優良住宅につきましては、税制以

外にも補助制度などの支援制度もございますので、全てが税制の効果とは言えないということに留意が必要だと考えています。

22ページをお願いいたします。

こちら、同じくZEH水準省エネ住宅について分析をしたものです。ZEH水準省エネ住宅については2022年から新たに上乗せ措置が講じられております。2022年、23年を見ていただきますと、それぞれ住宅の類型、注文住宅と分譲住宅を分けておりますが、全体で見ても上乗せ措置が講じられてから上昇度合いが上がっているのかなということで一定程度影響が見られるのではないかと考えております。こちらも同様に補助制度などもありますので、その点に留意が必要だと考えております。

23ページをお願いいたします。

子育て世帯などにつきましても2024年、令和6年から上乗せ措置が新たに講じられております。こちらについては影響を見てみたところ、下のオレンジ色の線が子育て世帯等以外、上の青いラインが子育て世帯等のそれぞれ購入額と借入額の変動を見たものです。子育て世帯等以外を見てみますと2023年から2024年に購入額、借入額とも下がっておりますが、子育て世帯等につきましても、それが維持されているといいですか、購入額、借入額も変動していないということで、より住宅ローン減税の効果が大きく出ているのではないかと考えております。

24ページをお願いいたします。

こちらはアンケート結果に基づいた子育て世帯等への上乗せ措置の分析です。左側のグラフを見ていただきますと、住宅ローン減税がなかったら住宅を購入しなかったという割合を世帯別に分けて表示をしております。その他の世帯に比べて若者夫婦世帯ですとか子育て世帯は購入しなかったという割合が高い状況にあります。2023年から2024年にかけてその他の世帯については借入限度額が下げられているということは、住宅ローン減税の影響度合いが下がるというような状況だと思いますので、実際に購入しなかったという割合が減っておりますが、子育て世帯については借入限度額の上乗せがされておりますので、購入しなかったという割合が平行になっていると考えております。

右側が住宅購入や新生活に影響が生じた割合が61%で、具体的な内容は先ほど全体で御説明したのと同様、価格、性能などで影響が出てくるというような結果が得られております。

25ページをお願いいたします。

こちらは住宅ローン減税の効果を所得階層別に見たものです。下のグラフを見ていただきますと、青色が住宅ローン減税がなかったら住宅自体を買わなかったという回答の割合を並べたものです。年収が400万円まで、400万円から600万円の層が800万円とか1000万円の比較的高所得者層に比べて高い数字が出ているという状況です。あとはその上乗せ措置がなければ性能の高い住宅を買わなかったですとか、住宅ローン

減税がなければ価格を下げていたという点は、若干差はありますけれども、どの所得層を見ても一定程度の影響が出ているのかなと考えております。

以上が住宅ローン減税の効果です。

次の26ページ以降がリフォーム税制についての効果検証です。

27ページをお願いいたします。

こちらは現行のリフォーム税制の概要です。性能向上リフォーム、耐震ですとかバリアフリー工事などを行った場合にそれぞれ対象の工事の限度額が定められておりますが、その範囲内で標準的な工事費用の相当額の10%をその年の工事をした年の所得税額から控除するというものです。対象工事以外、対象工事限度額を超えたような工事ですとかその他のリフォームについても一定の範囲で5%の税額控除ができるという仕組みになっております。

28ページは、住宅ローン減税と同様に目的を整理したものです。目的の1点目は、リフォーム実施者の費用負担を軽減してリフォーム実施を促進する。2点目として、良質な住宅ストックを形成して、それを将来につないでいく。3点目が既存住宅流通・リフォーム市場を活性化するという全体の目的があり、それぞれ工事類型ごとに目的を整理したところです。

29ページ、これも住宅ローン減税と同じくロジックモデルを整理したものです。

30ページですけれども、こちらはリフォーム促進税制で具体的にどれくらい負担軽減が得られるのかをモデルケースで示したものです。こちらのケースは450万円のリフォーム。④にあります、バリアフリーリフォームを100万円、省エネリフォームについては125万円といった一定の前提を置きますと、所得税については約20万円軽減されるというような評価が出ているという状況です。

31ページをお願いいたします。

こちらは消費者向けのアンケートを集計したのですが、実際に性能向上リフォームを実施された方のうち、10%の方がリフォーム税制がなかったら諦めていたという数字が出ております。

左下、控除率10%控除がございしますが、それが8%なり5%に引き下がった場合、どれだけリフォーム工事を諦めたかという割合も整理しております。

リフォーム促進税制がなかった場合の具体的な影響については、実施箇所を減らすですとか性能・スペックを落とす、実施を先送りするといったような回答の割合が多いという状況です。

32ページをお願いいたします。

こちらと同じくアンケートを分析したのですが、控除額別に見てみますと、一番下を書いておりますが、濃い青のラインが85万円以上ということで控除額が高い層になりますが、その層はほかの層に比べて何らかの影響や迷いが生じていたと思うという割合が高いという結果が出ております。

33ページですが、こちらは所得階層別、年齢別で見てみたものです。左側が所得階層別ですが、オレンジのラインが500万円から799万円ということで中間的な層ですが、その層においては、何らかの影響や迷いが生じたという割合が高い状況でございます。右側、25歳から39歳が青いラインになりますが、その若い世代が何らかの影響、迷いが生じたという回答をする割合が多いという状況です。

34ページ、リフォーム税制については事業者向けにもアンケートを実施しており、それをまとめたものです。

事業者からの回答になりますけれども、リフォーム促進税制がなければどれだけ諦めていたかということで、全てが諦めていたという回答が3%、8割ぐらい諦めていたのが6%、そういったような結果が出ております。左下になりますが、リフォーム促進税制がなかった場合にどの程度の消費者に影響が生じていたかということも大体似たような数字が出ているという状況です。傾向としましては、消費者の方にお聞きした内容とそんなに大きな変動はないのかなと見ております。

35ページをお願いいたします。

リフォーム税制につきましては、平成21年度に制度が創設されております。左側がバリアフリーリフォームの件数、右側が省エネリフォームの一つです。全ての窓が二重以上のサッシですとか複層ガラスの住宅の割合で、それぞれ下のオレンジ色のところ、バリアフリーでいいますと49歳未満の方、右側の省エネで申し上げますと、借家の方が税制非対象で、税制の対象になるほうが比較的割合も増えるといったような効果も出ているのではないかと見ております。リフォーム税制につきましても補助などの他の支援制度がございますので、一概に税制の効果ということは言い切れないものと思っております。

36ページ以降で今後の課題・方向性などについても有識者の方からいろいろ御指摘をいただいております。

37ページをお願いいたします。

今後の取組に向けまして大きく4つ、御指摘をいただいております。今回検証をほとんど初めて取り組ませていただいておりますが、今後も継続的に実施すべきと。今回、検証の対象にした税制は住宅ローン減税など4つの税制でございますけれども、今後、贈与税の非課税措置など主要な税制がまだまだございますので、そういった他の税制についても実施すべきということ、データの制約から効果の把握が難しいとしても、そこは何とか乗り越える努力を継続すべきという御指摘をいただいております。

2点目としまして、より精度の高い効果検証が実施できるようデータの充実に努めるべきだという御意見もいただいております。

3点目になりますけれども、継続的に税制特例の対象となる消費者の多様な行動変容を把握すべきということで、今回アンケートをかなり労力をかけて実施させていただきましたが、それを1回で終わらせるのではなく、引き続き継続的に行動変容を把

握できるようなことを検討すべきということ。最後に、効果検証で得られた結果を今後の政策立案に生かすべきという御指摘をいただいているところです。

38ページは、今回御説明しています資料は我々がまとめている資料の一部ですので、全体の議論の内容も公開させていただいておりますので、お時間があれば御覧いただければ幸いです。

次の39ページ以降で、効果検証ですとかアンケートを取るに当たって委員からいろいろ御助言いただきながら進めているということで、その主な御意見を書かせていただいております。時間の都合上、説明は割愛をさせていただきます。

41ページ、住生活基本計画の見直しを現在進めております。

42ページを御覧いただきますと、住宅政策の基本的な方向を定めるものとして、2番目の箱になりますが、住生活基本計画というものを住生活基本法という法律に基づいて策定をしております。おおむね5年ごとに見直しをしてまいりまして、来年の3月末でおおむね5年を迎えますので、現在見直しに向けて議論を進めているところです。令和8年の3月に変更を予定しております。

43ページですが、これは議論の前提として事務局が整理したのですが、これまで、真ん中の箱を見ていただきますと、住宅が不足している住宅難の解消ですとか、それが終わったら量の確保から質の向上へ、その次は市場機能などを補完して豊かな住生活を実現するといったようなことで一応の方向性を出してきております。

今後、2050年を見据えて今後10年間、どういう方向性で住宅政策を持っていくべきかという議論を進めておりまして、一応社会情勢の変動としましては単身世帯が増加しているとか世帯構成が変化しておりますし、議論の中ではアフォーダブルな住宅の確保が重要ではないかとか、住宅ローン減税については40平米と床面積要件を一部下げさせていただいておりますが、政策の支援の対象となるべき住宅の面積ですとか性能がどうあるべきかなど、そういったようなことを今後議論がなされ、7月ぐらいに中間的な取りまとめに向けて議論が始まると聞いておりますので、そういった方向性も踏まえながら、また、今、御説明した効果検証の結果も踏まえながら我々としては今後の税制、どうあるべきかを引き続き検討してまいりたいと思っております。

以上、長くなりましたが、当課の説明は以上です。ありがとうございました。

○赤井座長

神谷課長、ありがとうございました。

それでは、質疑応答、意見交換に移りたいと思います。御質問等がある場合には、会場にいらっしゃる方も含め、Teamsの挙手ボタン、手を挙げるというボタンを押してください。発言順につきましては、私から指名させていただきますので、指名された方は、会場で御出席の方は卓上マイクをオンにいただき、オンラインで御出席の方はミュートボタンを解除していただき、御発言ください。

それでは、挙手をお願いいたします。

土居特別委員、お願いいたします。

○土居特別委員

御説明、どうもありがとうございました。

EBPMにまつわる検証を様々なさってらっしゃるところは多としたいと思います。ただ、先ほど最後に住生活基本計画にお触れになり、私も住宅ローン控除とこの住生活基本計画との関係については非常に気にしているところがあり、本来は密接に関連づけて税制を考えていただくということがこれまでも不可欠だったと思うのですけれども、私からすると必ずしも整合的でない部分が住宅ローン控除の中にあつたのではないかと考えております。

課長もお触れになったので御認識はあるのかなと思ってはいるのですけれども、指摘させていただきますと、典型的には、まずい一番に申し上げたいところは、床面積要件です。50平米と言っているけれども、さらにその一部は40平米まで下げることになっているということですが、住生活基本計画を拝見させていただいておりますが、誘導居住面積水準、これが一般型だと単身者ですら55平米なわけですね。2人以上の世帯だと25平米掛ける世帯人数プラス25平米だと言っている。都市部だともう少し狭いけれども、40平米で許されているというか誘導すると言っているのは単身者だけなわけですよ。

そうすると、40平米だと単身者がこの住宅ローン控除を使っておられるというのだったらまだ整合性はあるのですけれども、そうでない方がこの住宅ローン控除で40平米の要件を満たしているからこの控除が使えるということになっているとすると、住生活基本計画で誘導しようとしている居住面積とは違う結果になっているという可能性があるので、検証していただくというほどのものではないとはいえ、今後、住生活基本計画と住宅ローン控除とをもっと今まで以上に整合性を持って制度設計していただく。来年度、住宅ローン控除をどうするかは私も予断を持って申し上げられませんが、少なくとも床面積要件は整合的でないところがあるということは指摘させていただきたいと思います。

○赤井座長

佐藤特別委員、お願いします。

○佐藤特別委員

今回、法人税以外でEBPMを取り上げるのが初めてですよ。行政事業レビューの季節で私、いろいろなところで、今回は国交省ではないのですけれども、公開プロセスをやっているのですが、せっかくこういうEBPMで検証するということを今後も定期的に行うのであれば、いわゆるレビューシートとか基金シートのような、やはり省庁間で統一したフォーマットを使わないと、この後出てくるセルフメディケーションの説明資料と国交省さんの説明資料、様式が全く違うのですが、国交省の方がやはり慣れていますよね。なので、やはりここは様式の統一というのは考えられたほうがよいか

なというのは事務局へのお願いです。

さて、国交省さんへの御質問です。念のため私、実はそちらの評価レビュー委員であり、今回多分、住生活基本計画のところをやるのですよね。なので、多分関わるのではないかと思うのですけれども、先ほど土居特別委員からもありましたとおり、確かに住生活基本計画との整合性は重要。ただ、50平米、多分目標として高過ぎるのではないかという議論は前にあったような気がするので、実態を合わせていくことも一つ必要かなと思いました。

もう一つ考えなければいけないのは、この税制と補助金との関係。一方ではリフォームであれ、新築、建築であれ、それぞれの補助金もある。これはこの分野に限らないのですけれども、補助金をかけ、かつ減税も、というのは、さて、どちらの効果が発現しているのか定かでない面もあります。しかも、リフォームに関していうと補助金もいろいろなパターンがあって、介護からも少し出ていたりもするではないですか。あと自治体が独自に上乘せしたりしている面もあったりするのですよね。なので、この辺、政策体系の中の整理、税制、各種補助金、省庁をまたがった、あるいは地方の部分も単独事業も含めたその補助金の整理をして、体系的に、では、どういうようにこの住宅政策に影響を及ぼしているのかを見ていく必要があるのではないかと。

それからもう一つ。これは財政制度等審議会のほうで議論になったのは、住宅の立地なのですよね。居住誘導区域への立地を促したいときに、果たしてそれになっっているかどうかというところで、たしか固定資産税は、危険地域に対する新築の減免措置は止める方向だと思いますけれども、住宅ローン減税を含め、あるいはほかの補助金もそうかもしれませんが、この立地に注目したある程度の制約、規制というか、資格要件を設ける必要があるのではないかということ。これはやはり点としての住宅がこれから面としての住宅になってくる。ある程度皆さん、集住化してもらいたいことも考えると、特に新築については何らかの立地に対する規制というのはあってしかるべきかなと思いました。

それから、住生活基本計画と関わるのですけれども、これからの住宅政策は一体何なのかというときに、多分ありていに言えば住宅ローン減税は景気対策だったと思う。つまり、住宅は要するに第二の公共事業なのですよね。なので、裾野も広いですから。なので、ある意味、目標の一つにも掲げられていますが、内需拡大を意図していたと思うのですが、これからはそれがストック管理になってくる。人口は減少しますので、はっきり言うとこれ以上住宅は要するのかという話、数としての住宅は要するのかということになってくるはず。これは御認識のとおりだと思いますので。例えば既存住宅について、もっとテコ入れをしていく必要もあるかもしれませんし、新築よりはリフォームのほうが重要になるかもしれない。あと立地も大事です。なので、ストックの確保、住宅ストックの最適化という観点からこの種の議論はしていく必要があると思いました。

最後もう一つ。これも政策レビューをやっているつもりなんですけれども、施策評価をやると、いつもアンケート調査を改めてやるのですが、これは予算もかかるし持続性もないので、何らかの形で経常的にデータを取得する道筋はあってもいいのかなと。建築件数とかは全部分かっているわけですから、不動産事業者とか住宅事業者のほうから情報を吸い上げて、やはり経常的にこういうデータを収集できるような体制構築はほかの省庁にも言えることなんですけれども、必要なのではないかと思います。

○赤井座長

神山先生、お願いいたします。

○神山東京大学大学院法学政治学研究科教授

私から4点ほどコメントとお伺いをさせていただきたいと思います。

1点目は、既に土居特別委員や佐藤特別委員が御指摘のように、住生活基本計画との整合性についてぜひ御検討いただきたいという点です。言及されていない点だけ申し上げたいと思いますが、子育て支援ということで今回上乘せ措置を講じているわけなんですけれども、例えば、子供が1人なのか3人なのかによって当然、住生活基本計画において設定されている誘導面積は違ってまいります。現在の子育て支援策では、世帯に子供1人の場合に最大の効果を得ることができて、一方で、子供を2人、3人と欲しいという世帯にとっては追加的なメリット、住宅減税におけるメリットがございません。少子化対策ということで今後何か考えていくのであれば、子供の数という変数も政策の対象としつつ、誘導面積との関係で整合的なインセンティブ設計を検討できると良いのではないかと考えます。

2点目ですけれども、住宅ローン減税における個人の行動変容について御紹介いただきましたが、一方で、民間のディベロッパー、住宅供給をする民間事業者等、様々ございますが、これらディベロッパーの行動変容もぜひお調べいただければと思います。具体的には住宅ローン減税の対象面積が50平米から40平米になったときにディベロッパーが従来はぎりぎり50平米で供給していたところを利益率を上げるために面積を減らす、具体的には50平米の供給を減らして45平米とか43平米とか40平米の供給が増えるなどの行動変容があったのかも重要ではないかと思います。先ほど佐藤特別委員から御指摘がありましたけれども、面積要件の設定のあり方が住生活基本計画との関係でどう整理されるのか、もし仮に面積要件の設定にディベロッパーが反応するのであれば、どのような面積に誘導していくのが社会的に望ましいのかという点もEBPMの観点から議論が展開できるのではないかと存じます。

この点と関連するのですが、他の委員も御指摘されるかと思うのですが、住宅ローン減税によって個人の居住者がメリットを受けているというアンケート結果でした。一方で、他の分野の補助金の場合でも問題になり得るのですが、消費者に補助金を提供すると供給主体が価格を上昇させることが考えられます。言い換えますと、住宅ローン減税によってディベロッパーが利益率をどれくらい上げることができたのか、住

宅ローン減税の拡充によってディベロッパーの分譲住宅事業における利益率がどの程度上がっているのかが気になりました。個人への住宅ローン減税を通じて、最終的にディベロッパーにどの程度、利益が移転しているのかについて検証することも有益ではないかと考えます。政策の主目的が内需拡大ということであれば整合性があるかもしれませんが、先ほど佐藤特別委員から御指摘ありましたように内需は十分に今、盛り返してきたので、今後はそうではなく、住生活基本計画に則してより良質な住宅を国民に広く供給していくということが政策上重要になるのであれば、今後は別の要件設定や他の政策手段を検討することが有益ではないかというのが2点目です。

3点目、細かい点ですが、資料の13、14ページに関してのコメントです。東大のエコノミックコンサルティングが行った分析についてで、専門家がやられているので注意されていると思うのですが、2011年は東日本大震災がありましたので、その影響がどうであったかという点について資料では十分に説明されていない点が気になりました。当時の状況を思い出しますと、皆が積極的に住宅を買うというような雰囲気ではなかったと記憶しております。東日本大震災が2011年3月に起きて大きな社会的な影響がある中で住宅ローン減税だけ減りましたというのが全て効いているかということ、多分むしろ他の要因もかなり大きいのではないかと。そこをちゃんと変数として統制しているのかということをお示しいただかないと、これはコンサルティングとしては不十分ではないかと感じた次第です。もちろん専門家が作業されているので配慮されているとは思いますが、念のためコメントです。

4点目ですが、他の政策手段と住宅ローン減税の比較検討の視点も必要ではないかと考えます。既に御指摘もありましたけれども、補助金以外にも例えば公的な再開発を行う際に民間のディベロッパーに補助をする政策手段もございます。内外の投資家が公的な再開発対象の住宅を複数購入することで利益を上げるのではなく、良質な住宅を実際に住む個人に供給するということが社会的に望まれる政策なのであれば、私的な再開発はともかく、公的な再開発において何らかの転売規制とか賃貸規制というのを入れた上で、例えば転売防止のために買戻し特約を入れる事例もあるやに伺っておりますけれども、そういった形で住宅供給を進める、もしくはURなどの公的な住宅供給主体が公的な住宅、アフォダブルな住宅を転売規制等をかけた上で供給するといった他の政策手段が考えられます。限られた財源をより効果的に活用するために、税制を通じた住宅ローン減税とその他の住宅政策で、どの政策がより多くの国民にとって豊かな住生活を送ることに資するのかという観点から、検討が必要になってくるのではないのでしょうか。なかなかデータがないので直ちに比較検討は難しいと思うのですが、もし他の政策手段の方がより有効性が高いということが検証できれば、住宅ローン減税も時代や経済社会情勢に合わせて目的や要件をしなやかに変えていくということも可能かと思いますので、幅広く御検討いただければと存じます。

○赤井座長

奥平委員、お願いします。

○奥平委員

私からは、サーベイを用いた政府のEBPMの在り方について1点コメントをしたいと思います。19ページですけれども、購入した住宅の決定要因を既に住宅を購入した方々にサーベイを行うことで分析されております。この決定要因の分析の中には住宅を購入しなかった人がなぜ住宅を購入しなかったのかという部分が含まれておりません。つまり、生存バイアスがかかったデータになっております。この点について、上の箱の中、要約の下のところに※印の補足を追加いただいたのですけれども、この点についてかなり注意しなければいけないと考えております。

なぜかと申しますと、冒頭のところに『約21%の方が住宅を「購入しなかった」と回答』とあるのですけれども、実際に主観的な住宅の取得確率は国民全体の中で住宅を購入しなかった方々も加えると、これより随分小さくなる可能性がある。つまり、21という数字はその21の大きさが示すよりも上方バイアスがかかっていて、実際には過大である可能性をよく考えなければいけないと思います。

これは生存バイアスと知られているものでして、生存バイアスがかかったデータを使って決定要因を分析されています。もちろん、住宅を取得された方々の生の声をサーベイによって拾い上げることは非常に大切だと思うのですが、この数値を用いて数量評価をしてらっしゃると。例えば21という数字もそうですし、9万という数字もそうですし、後の分析のほうでも具体的な数値が挙げられて政策評価、EBPMがなされています。でも、実際にはこのデータは生存バイアスがかかったものですので、数量評価には適さない。せいぜい質的な効果を示すにすぎません。もちろん、住宅を購入された方が住宅ローン減税がなかったら購入しなかったと言われていいますので、それ自体は大切な質的なデータだと思うのですが、その質的な情報を超えて、具体的に数量的にインパクトがどれくらいであったかという点については、政府としては前面に周知することを控えなければいけないと思います。

なぜ生存バイアスのかかったサーベイから数値が出されることに対して、私がナーバスなコメントをしているかと申しますと、割と最近の例でも国会の答弁でこうした生存バイアスがかかったサーベイに基づく数値を他の省庁から出され、実際に、これだけの人々がそのように行動していると議論されていたからです。その議論がメディアでも取り上げられ、生存バイアスがあるために数値自体が正しく評価できないことが認識されずに報道されていると感ずることがございました。実際には評価に適さないEBPMのエビデンスが間違った形で政策評価の意思決定の場で利用され得るということです。

そこで、国交省の方にお伺いしたいのですけれども、ぜひ今回の住宅ローン減税のこの資料にかかわらず、生存バイアスがかかったサーベイデータを政策の議論の場で引用されたり使われたりすることがありましたら、生存バイアスがかかったデータで

ある、そういった指摘があったということをぜひ一緒に補足として述べていただきたいと思います。

それでも、そのデータを使われるかどうかは、使われる方の良心に任されていると思いますので、政府としては、このデータ自体が数値評価に適さないリスクがある、間違った解釈をもたらす可能性があるということを明示していただきたいと思います。ぜひそのような形でこの情報を外部に出していただければと思います。

○赤井座長

今の御指摘の点は、国土交通省から後で回答をいただければと思います。

宮本先生、お願いいたします。

○宮本財務総合政策研究所総括主任研究官

私からは、主に4つコメントをさせていただければと思います。

まず1点目は、政策の目的についてです。本日御説明いただいた住宅ローン減税については、目的が多岐にわたっており、実際、国土交通省におかれてもスライドの8ページに示されているように、4つの目的を明確に分けて、それぞれについて研究、分析をされておられるとのことで、私自身そのアプローチは優れたものだと思っています。ただし、目的が多岐にわたっている中、住宅ローン減税に限らず、他の補助金等の政策のデバイスが存在するため、政策効果を明確に切り分けて把握するのは容易ではありません。とはいえ、その辺をはっきりしていく、その政策によって経済主体の行動がどう変化したかを明らかにしていくことは非常に重要だと考えております。

また、既に他の委員からも御指摘がありました。そもそも住宅建設の促進は内需拡大、需要喚起政策的な意味合いもあったかと思っています。しかしながら、人口減少や供給制約といった構造的な変化を背景に、その役割が徐々に変わってきているように思われます。この点についても、しっかり検討していく必要があると考えます。

2点目は、脱炭素化についてです。これが現在の大きな政策目的の一つとなっており、本日お示しいただいたスライドでも、省エネ住宅の購入が増加傾向にあることが示されていました。ただし、住宅の購入が進んだということに加え、実際にどの程度脱炭素化が進んでいるのか、その影響については、より丁寧な検証が必要ではないかと考えております。

3点目は、中古住宅市場との関係です。国交省のこれまでのデータなどを見ますと、日本の中古住宅市場の流通の比率は諸外国と比べてかなり低く、おおよそ15%程度であるのに対し、イギリスやアメリカでは約8割と、大きな差が見られます。既に佐藤特別委員からも御指摘があったかと思いますが、今後、中古住宅市場の活性化は重要な課題になってくると考えております。新築住宅は依然として重要ではありますが、人口動態の変化などを踏まえると、中古住宅の流通促進も重要であり、住宅ローン減税等の制度がその点でどこまで整合的になっているのかについて、議論の余地があると考えております。

最後、税制の観点から2点申し上げます。税制においては、垂直的な公平性と水平的な公平性が重要です。まず水平的な公平性については、例えば数年前に住宅ローン控除を受けた人と、現在の制度のもとで控除を受けている人との間で、制度の恩恵に差が生じていないかといった点が論点になるかと思います。特定の世代に優遇が偏っている可能性がないか、こうした公平性に関する検証は今後さらに進めていくべきかと存じます。

また、垂直的な公平性については、所得の多寡に応じて購入する住宅の種類が異なると考えるのが一般的かと思います。そうした中で、現在設けられている所得制限等が妥当な金額になっているのかどうか、制度の利用がどのような所得層に集中しているかなどについて、データをもとに確認しておく必要があるのではなかろうかと思っております。

○赤井座長

大変恐縮ですが、11時頃からまた次のテーマも考えておりますので、まだ何人か手を挙げていらっしゃるかもしれませんが、皆様できたら2分以内でお願いできればと思います。

國枝先生、お願いいたします。

○國枝中央大学法学部教授

様々な分析をしていただいて感謝しております。ただ、残念ながら住宅ローン減税の問題点は、財政学では非常によく知られていて、アメリカの財政学の教科書だと学部レベルの教科書でも数ページにわたってこういう問題点があって、評価するとしたらこういうところを見なさいということが知られているのですが、残念ながら今回の分析、そういったものにはほとんど触れられていないということで、ちょっとポイントを外した分析になってしまっているというのが感想です。

まず理解してもらいたいのが、住宅ローン減税の問題点は、持家の場合、帰属家賃が発生しているのですが、それが所得税の対象になっていない。それなのに住宅ローンのほうだけ減税をするということで大きなゆがみが発生していて非効率が発生する。だから、こういった優遇税制をやるべきでないというのが財政学での基本認識となります。

この非効率性で重要なのは、持家を優遇することによって借家が減る、この2つの選択をゆがめるということになります。例えば資料の14ページを見てもらうと、借家世帯のうち、どれだけ持家になりましたかという分析ですが、この分析で全く忘れられているのは、持家を買った人は借家から出ていくということです。借家から出ていくということは彼らが払っている家賃はなくなる。家賃を受け取っていた会社なり個人なりの所得もなくなるということで、それは実は内需を減らす方向に働きます。この持家がいわゆる帰属家賃を反映したファンダメンタルプライスになっているとすると、これをプラス・マイナスすると借家から持家に移ったからといって内需は増えな

いということになる。だから、学部レベルの教科書でもこういった住宅ローン減税によって持家が増えるからすばらしい政策だとは全く評価されていないということになります。

それから、もう一つ、これは我が国の場合ですけれども、これも理論・実証で確認されていますが、リスク資産である不動産をローンで買うことは、家計のポートフォリオで考えると非常にレバレッジが高くなっている状況を意味します。したがって、合理的な行動として、住宅ローンを背負っている人たちは自分のポートフォリオの中で株のようなリスクがある金融資産を買わないことになる。言うまでもなく、日本の場合、現役世代の人たちがリスク資産に投資をしないのが成長の制約になっているわけですが、その主な原因が実はこういった持家優遇にあるということも知られていて、これが持家優遇税制の重要なコストということになってくる。それが共通認識なので、経済学において持家優遇を正当化しようとする、賃貸ではなく持家であることによって、そうしたコストを上回る大規模な外部性が発生していることを示す必要があります。アメリカの実証研究なども持家の外部性の有無を調べています。具体的には例えば賃貸でなくて持家だと手入れを熱心にするかもしれない。イタリアの町みたいに住宅の外側に花をたくさん飾ったりすると周りの人がうれしくなるのが外部性の一例なのでありますが、正直、米国の実証研究でもその規模はたかが知れているということで、減税の必要はないということになっている。

日本の現在の持家優遇税制制度の場合、CO₂の削減を目的とする優遇税制は外部性が確かにあるかもしれないですが、先ほど宮本先生からあったように、このCO₂の削減効果がどれぐらいの規模かを推計する必要がある。その効果は、カーボンプライシングで貨幣価値に換算できるので、税収減等のコストとの比較を行うことになる。ただ、恐らく常識的に言って、外部性の効果は、8,000億という税収の減収規模には到底及ばないだろうと考えられる。だとすると、この住宅ローン減税は廃止なり圧縮が望ましいということになる。

それから、リフォーム税制ですけれども、リフォームをした結果、恐らくその家の価格が上がり、住宅の持ち主が利益を享受しますから、外部性は存在しないです。なので、これだけリフォームを促進していますということを示したところで、住宅ローン減税をやるべきという理由には全くなっていないということになります。

もう一つ、経済的にこういったローン減税が必要かもしれない理由としては、流動性制約があるので本当は買いたいのに金融にアクセスがなくて買えない人たちがいるかもしれないことです。しかし、流動性制約の問題については直接金融アクセスを改善すればよくて、実際、住宅金融支援機構が幅広い支援をしているということなので、税制でその面についても手当てをする必要はないだろうと考えられる。

結論としては、今、お話ししたような点は、財政学で本当に学部レベルで持家優遇税制の問題点としてたたき込まれる内容なので、そういった面での分析がないと、意

味のあるEBPMということにはならないのではないかと思います。

○赤井座長

中空委員、お願いいたします。

○中空委員

EBPMとかこのアンケート調査についての厳しい御指摘がたくさん出ていますが、私はそこまで厳しくはないのですけれども。でも、一方、幾らかけて幾らになったということが足りな過ぎるかなと思っていて、これは佐藤先生がレビューシートを作ったからおっしゃっていましたが、やはりそれが欠けているので、幾ら投入したからこの結果が得られたということがないと、少なくともEBPMとしては評価できにくいと思います。アンケート調査で買った人に聞くと、良いことが出てくるのは言ってしまえば当たり前なので、その割には意外と厳しい結果だったというようにも取れなくもないと思うので、そこはやっていただきたいというのが1点目です。

2点目は、誘導になっているかということも多く先生がおっしゃっていましたが、私もそう思っていて、例えば日本全体でコンパクトシティをつくりたいですと言っても、あるいは地方分権をしたいと言っても、この住宅ローン減税はどこで使っても同じであればやはりそれぞれの話になってしまう。誘導するということはもっとメリハリをつけてよいのではないのでしょうか。言い方を換えると、東京ではなくて違うところに家を建てたらもっと安く買えるとか、そういうメリハリをもっともっとなつけていくということをやって、ほかの政策との整合性も検討していただきたいと思います。

同じことで、これは炭素の話あるいはレベルの高い住居を造る等という話がありましたが、昨日、私、ハウスメーカーの方としゃべる機会があって、その人が言っているのは、やはり値段が高くなってしまいうのでニーズがないのです、の一点張りなのです。なので、二酸化炭素吸収とかそういう意識をした対策を取れているCO₂を削減するような脱炭素になるようなものを買っても買い手がいません。なので、多分メリハリも利いていないのではないかと思います。今までと同じものだったら別に課税してもいいのではないかと思いますぐらいで、本当に日本で推進したいものについての正しい話になっているのか、そこはもう一回平仄を合わせていただきたいなと思っています。

あと最後は、これは佐藤先生がおっしゃったのですけれども、アンケート調査に依拠し過ぎている面についての懸念です。アンケート調査のたびに過大なお金をコンサルティング会社などに払っていると思うと、こういう無駄なお金は税金の面から見るととても歯がゆい部分です。でも、EBPMをやりたいと言われるとアンケートしかないと言われてしまうようにも聞こえるので、効率的にデータを集めることやマイナンバーがせっかくあるのですから、そこに紐づけて、できるだけうまくやるとか、これは工夫をして大規模なデータなどをたくさん取りなさいと有識者に言われていま

すという御説明もありましたが、やり方としてはできるだけお金を使わないやり方でデータを取ることを工夫していただかないと、私はそれほど毎回毎回大規模にやる必要もなくなってくるのではないかなと思っているということで3つ目のポイントです。

○赤井座長

伊芸先生、お願いいたします。

○伊芸慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任准教授

幾つかもう既に指摘されているところの繰り返しになってしまうと思うので簡単に。表現も変えてコメントさせていただきますと、1つ目は今、中空委員からありましたようにレビューですとかとの整合性。今回、ロジックモデルを作成されてそちらをもう冒頭に説明あったと思うのですけれども、それ以降、全くロジックモデルに言及がなく、ロジックモデルのどこまで検証したのか、長期までやったのかというところがよく分からなかったと思います。今後、効果検証を続けていくというお話でしたので、この際にロジックモデルのここまでは検証できている、ここまでできていないというところをきっちり今の時点で押さえておかないと、これからも今後続いていってしまうのかなと思います。

2点目はロジックモデルに立ち返るという意味で重要なのは、そのインプットですね。どれぐらいインプットをかけたのかということも今回、数値で示されていたわけですけれども、今回の分析結果の幾つか、何兆円とか何万戸とかというところが出ていたと思うのですが、全くロジックモデルのインプットのところを何もつなげずに結果をただただ言ってしまったというところで、数値の意味というのがなかなかよく分からなかったかなと思います。そういう観点からもやはりロジックモデルに立ち返った上で結果等を解釈する必要があるのかなと思います。

もう一つ、最後ですけれども、アンケートです。今回の住宅ローン減税、リフォーム税制に関しては、超長期的に、今、中空委員からあったようにマイナンバー等の行政データ等を結びつけば検証できる可能性はあると思うのですが、かなり時間がかかると思います。超長期だと思います。なので、短期、中期的にはやはりアンケート調査に頼らざるを得ないと思います。アンケート調査の設計部分はしっかり精度を上げる必要がかなりあると思います。具体的には利用者ではなく、非利用者ですね。これから利用するポテンシャルのある潜在的な利用者を調査の対象にするということはまず第一かなと思います。そういった方々に対してこういう税制であれば購入したいと思いますか、という購入意欲を聞くというところでかなりアンケート調査の設計部分は改善されるのではないかと思います。

申し訳ありませんが、現在のように、利用者に後から聞くということではいかようにも誘導できるとも見られても致し方ないというところもありますし、こういった質問の前に住宅ローン減税は重要ですか、今、減税の見直しをしていますというところが入ってくると、いかようにも結果は変わってくると思うのです。なので、利用者

ではなく、これから利用する人、これから住宅を買おうとしている、リフォームしようと考えている人に宛てて調査を行う。さらに、そうするとかなり価格も安くできると思う。最近ではオンライン調査が非常に格安でできて値段も抑えてできるようになっていますから、そういったところで広く年代と居住の都道府県等も指定しながらやればよりアンケート調査の精度も高まるのではないか。それが短期、中期的には一つ効果検証という上では取り得る対応策としてあるのではないかと思います。

○赤井座長

増井特別委員、お願いいたします。

○増井特別委員

1点だけ質問です。住宅ローン減税の効果検証において、手続きコストの計測をどうなさっているか。ペーパーワークをはじめ、この措置を動かすための時間と労力はかなりのものになると思います。これは銀行担当者が対応し金融機関が吸収している部分があるかもしれません。そういった手続きコストについても効果検証していただきたい。

○赤井座長

片桐先生、お願いいたします。

○片桐早稲田大学商学学術院商学部准教授

数点コメントさせていただきます。

1点目が、國枝先生がほとんどおっしゃっていただいたのですけれども、そもそも経済学的に考えてこれが存在する意義が何なのかを、もう少し棚卸しして考えてもいいのかなと思います。私は、海外に住んだ経験はあまりないのですが、アメリカなどに行くと、賃貸がすごい充実している一方で、日本は分譲ばかりだというのも、やはりこういった分譲住宅を優遇するシステムが税制の中にあるからだとも考えられます。本当に分譲住宅みたいなものを優遇するのがいいのかどうかというところも、検討していただければいいかなと思います。

あとは細かいEBPMに関するところですが、1点は、やはり日本は住宅ローン金利がすごく低く、控除率が0.7%に引き下げられたというのはそういった背景があると聞いていますが、それでもやはりローンの借り得になっているという現状がありますので、その辺は過去にどういう行動が取られたかというところは効果検証の中で見ていっていいのではないかと。やはり借り得になったのだとすると、住宅需要にはあまり影響はなかったのだけれども、金融機関などがその利益を得ているということになりますので、その辺の効果検証は今後、例えば制度設計の中で借入残高に何%ではなく、例えば利子補給の形でアメリカみたいにするのがいいのではないかとか、いろいろ考えられる点はあると思いますので、その辺に役立てるためにも、借り得だったのではないかとこの効果検証はやっていていいのかなという気がいたします。

あとは頂いた分析をざっと見たときに感じた点ですけれども、やはり住宅ローン減税は全ての人に一律に適用されますので、どうしても時系列の動きで効果を検証せざるを得ないと結構苦しいなというところで、特にこういった控除が上がったり下がったりするなかで、その下がったところだけの影響だけ見ると、それはもともと下がることを見越して多く買っていたところから下がったという駆け込みとその反動の影響を拾ってしまって効果が物すごく大きく出るというのがありますが、消費税の影響なんかは典型で、恐らくこの控除もそういう影響があると思います。ですので、やはり時系列の変動で特に1年だけに着目すると、そういったものを全部含んでしまいますので、もう少しその辺にも気を遣いながら分析するとか、データの制約で難しいのであれば、そういったものだと思って使うということが重要かなと思います。そういった意味では、例えば子育て世帯だけに着目するというのはクロスセクションの変動を見ますのでEBPMをやる上では非常にやりやすいので、マイクロデータなどを集めながら分析していくと、有意義な結果が得られるのではないかと思います。

最後に、先ほどのバイアスがかかったデータ分析を出すのがいいのかという話がありましたけれども、その点で1点気になるのは、例えば不動産協会がコンサルに依頼して出てきた結果というのは、ある意味で受益者がコンサルに依頼してその効果があったという結果ですので、やはりバイアスがかかる可能性は大いにあるわけですね。中立的な立場で効果検証をやっていかなければいけないと考えたときに、受益者がコンサルに頼んだ結果ですごい効果が大きいというのをこうやって資料にぼんと数字を載せてしまうのがいいのかどうかは慎重に考えたほうがいいというか、基本的にはやらないほうがいいのではないかと。もちろん人的リソースはありますので全てを政府内でやるというのは難しいのかもしれないのですが、中立的な立場でどういう数字を出していくのかというところは今後慎重に考えたほうがいいと感じました。

○赤井座長

伊集特別委員、お願いいたします。

○伊集特別委員

手短に申し上げたいと思います。

細かい点なのですが、住宅ローン減税の制度において、所得要件は現在2,000万円ですけれども、そもそもこの要件を設けている理由はどういうところにあるのかということで、住宅取得の促進が目的であれば所得制限を設定する必要はないとも言えるのですが、8ページ目にあるような4つの目的に明示されていないものの、特に税負担の公平性だとかそういう再分配上の観点が入っているということなのかなと思っています。そういうことでいいのか。それが他の制度の控除や手当とも関わりますが、それぞれに所得制限を入れていくということが望ましいのかどうかというようなところとも関わってくるところの問題意識になります。

あと効果検証とも関わるのですが、この所得要件、たしか2022年度、令和4年度改

正で3,000万円から2,000万円に引き下げられたのですが、それはどういう根拠だったのか。その2,000万円に引き下げても住宅取得促進には影響はないというような評価があった上での判断なのか、もしくは減収幅を減らす必要があるとか何かそういうようなことの観点だったのか、そこの制度変更の根拠があったのかということです。

最後、関連して、今日御紹介いただいたリフォーム税制の方は、所得制限はあるのかどうかということ。こちらは無いという場合は、その理由はまた何かあるのかというところはちょっと気になったところです。

○赤井座長

熊谷委員、お願いいたします。

○熊谷委員

大きく3点申し上げたいと思います。まず1点目は、これは諸先生方が既に御指摘をされていますが、全体的にやはり検証が非常に緩くて、我田引水的な印象を受けます。例えば21ページ、22ページ、23ページの辺りなどですが、特に33ページのところで「なんらかの影響や迷いが生じていたと思う」というのも非常に緩いコメントだと思います。また、15ページと16ページで結果が大きく違っておりまして、これはみずほ銀行の顧客層の特殊性などによるものだという御説明がありましたが、さらに検証を深めるべきですし、また効率的にデータを取る工夫などもしなければいけないと考えます。加えて、奥平先生から御指摘のあった生存バイアスの問題等、その辺りを含めてさらに検証をしっかりとやっていただきたいと思います。

2点目として、これは佐藤先生などから御指摘のあった点ですけれども、やはり統一フォーマット等でしっかり横串を通して、BバイCを見た上で政策の効果を検証すること、それこそが肝になるのではないかと考えます。

最後に3点目としては、これはある意味で最も重要なポイントですが、全体的に我が国の住宅政策は非常に場当たりのつかアドホックに行われていて、例えば補助金などが様々な形で設定されており、グランドデザインが欠如しているのではないかと思います。住生活基本計画が大方針だということですが、土居先生がおっしゃったように、床面積要件等の面で、この大方針との整合性が本当に取られているのかどうかという問題もありますし、また、従来の内需拡大という政策目的自体が、人口減少社会の中で中古住宅とか空き家などの存在を視野に入れると、抜本的な修正を迫られるのではないかと考えます。さらに、より広い視野で、國枝先生がおっしゃったように、そもそも持家を優遇する政策が本当に正しいのかどうか、国全体としてリスク資産に対してよりお金を振り向けるべきではないかといった複眼的な観点から、国の経済政策全体の中でグランドデザインとして住宅政策をしっかりと位置づけて、それと整合的な政策を取ることが不可欠なのではないかと思っています。

○赤井座長

全体の基本政策の話から政策の優先順位、さらにはデータの話、いろいろ出たので

すけれども、それでは、国土交通省から質問への御回答などをいただきたく存じます。なお、時間の制約上、できれば簡潔にお願いできれば幸いです。よろしくお願いいたします。

○神谷 国土交通省住宅局住宅経済・法制課長

皆様方から貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

何人かの委員の方から御指摘いただいておりますが、私も住生活基本計画と住宅ローン減税を含む住宅税制がもっとしっかり紐づいた形で整理をしていくということが重要だと思っております。そういう意味で、今、住生活基本計画の見直しの議論が進められておりますが、当然私もその場には参画をして議論を聞きながら新たな税制制度を検討していかなければいけないと思っておりますので、そこはしっかり踏まえたものになるよう、なるべく整合性が保たれるような検討は今後していきたいと思っております。

あと個別にいただいた御質問、全て御回答できるかは分かりませんが。土居特別委員ですとか佐藤特別委員から床面積要件が40平米で本当にいいのか、立地の観点が入っていないのではないか、といった御指摘を賜りました。その点につきましても住生活基本計画の議論の内容には入ってきていると思っておりますので、そういった議論を踏まえた政策の方向性に沿って住宅ローン減税の在り方もしっかり考えていきたいと思っております。

あとは神山先生から、個人の意向だけではなくディベロッパーの行動変容なども調べるべきではないかという御指摘をいただきました。ディベロッパーとは常日頃から意見交換させていただいているところでございますが、具体的に税制がどういった変容を与えたかということはこれまで検証できておりませんので、今後、すぐにはできないかもしれませんが、どういった対応ができるかは考えていきたいと思っております。

価格が上昇するという御指摘もありました。概念上は需要を促進、増えれば価格は上がるのだろーと思っておりますが、過去、住宅ローン減税の控除額が上がったことが住宅価格の高騰につながっているかとざっと見てみたのですけれども、一概にはそうは言えないのかなと思っております。この辺も今後分析に当たって留意していきたいと思っております。

あと東日本大震災の影響につきましては、東京大学エコノミックコンサルティングさんも整理されていて、説明が長くなりますので割愛しますが、一応、震災の影響も考慮して検討されていると伺っております。

ほかの政策との関係性も様々な委員から御指摘いただきましたので、その辺の整合性もしっかり留意して今後検討していきたいと思っております。

あと奥平委員から、サーベイについて生存バイアスがかかっているという御指摘がございました。今回のアンケート自体に関しては、我々、この税制は、住宅取得をし

たいという方を支援するという税制だと思っております、対象が住宅取得をされた方に限定されているのは事実でございますので、先生からそういった御意見をいただいたということは我々のほうで開催しています有識者会議の有識者の方にも共有をさせていただいて、表現方法などもっと工夫ができるところがないか、生存バイアスがあるという前提だという御意見があったということはしっかり踏まえまして、どういう対応ができるかは検討していきたいと思っております。

あと財政学、経済学の観点からなっていないという御指摘をいただきました。今後、有識者の御助言もいただきながら、どういった対応ができるかはしっかり考えていきたいと思っております。

あと、政策の支援をどれだけ投入したかということはロジックモデルともしっかり振り返ってやられていないという御指摘もありましたので、その辺はもう少し分析が深まるような工夫をしていきたいと思っております。

あと、手続コストの計測などについては現状できていないのが実情でして、そもそもどうやって把握すればいいかというところもちょっと考えてみたいと思います。これもすぐに結論が出るかどうかも含めて有識者の方に相談したいと思っております。

あと、伊集特別委員からリフォーム税制について所得制限があるかという御指摘がございました。こちらは住宅ローン減税と同様、2,000万円ということになっております。2,000万円になった理由は、すみません、国土交通省から具体的にこういった要望をしたわけではございませんが、恐らくある程度の年収がある方は税制で支援するというまでの必要性はないのではないかと判断の下、2,000万円になっているのではないかと推察をしております。

全てお答えできておりませんが、私の方からは以上です。

○赤井座長

ありがとうございました。

時間の都合もありますので、前半の国土交通省様のプレゼンはこちらで終わらせていただきたいと思います。いろいろな意見が出ましたので、ぜひ考慮していただいて今後の政策に反映していただければと思います。ありがとうございました。

では、次の議題に移りますので、しばらくお待ちください。

(説明者入替え)

○赤井座長

それでは、後半に参りたいと思います。

厚生労働省様に来ていただいております。

それでは、次に、セルフメディケーション税制について、証3-2の御説明を本日お越しいただいております、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課の水谷課長より御説明、よろしくお願いいたします。

○水谷 厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長

では、セルフメディケーション税制について、資料に沿って御説明申し上げます。

まず最初に、このような機会をいただきましてどうもありがとうございます。セルフメディケーション税制につきまして私ども、EBPMの観点から様々な取組をしておりますが、なかなか難しいところもございまして、ぜひ御知見をお借りしながら進めていきたいと考えてございます。

2 ページ目をお願いいたします。

これはセルフメディケーション税制が設立された平成29年時点での基本的な考え方を整理した資料です。ちょうど真ん中辺りの※のところを御覧いただきまして、まずセルフメディケーションということでございますが、これはWHOにおきまして「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」、このように定義をされております。

平成28年度の税制改正、ここでこのセルフメディケーション税制が設立されたわけですが、基本的な考え方を申し上げれば、まさにこのセルフメディケーションの考え方、通院によることなく軽度な身体の不調をOTC医薬品、Over The Counterの医薬品の自主服薬で手当てをする、そういうことによって医療用の医薬品、医療保険でカバーされている医薬品からOTC医薬品への代替を進めて医療費を適正化する、こうしたことが基本的考え方となっております。

それを具体的に仕組みとして導入するために、「1. 平成28年度税制改正大綱概要」というところで書いてございますが、まず対象となる個人は、健康の維持増進、疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人ということで、※1のところを御覧いただきまして、特定健診ですとか予防接種、定期健康診断、健診、がん検診、このようなものを受けていただいている個人、そして、税制の適用期間につきましては5年間の時限ということ。そして、対象となる医薬品、これは一定のスイッチOTC医薬品ということで※2のところに書いてございますが、医療用から転用された医薬品ということです。

控除の対象となる金額ですが、1万2千円までが言わば下限額として控除される仕組みになっていまして、1万2千円を超えるとときにその超える部分の金額ということで8万8千円が上限、すなわち1年間で10万円までのOTC医薬品の購入につきまして、1万2千円分を差し引いた金額が対象所得金額等から控除されるということになっています。

なお、注のところに書いておりますが、セルフメディケーション税制の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができない。セルフメディケーション税制と医療費控除は選択性、セルフメディケーション税制は医療費控除の特例として位置づけられている、こうしたことでございます。

下のほうに特例、適用のイメージが書いてありますが、例えば課税所得400万円の方が年間2万円分、対象のOTC医薬品を購入されたという場合、1万2千円が下限

ですので8,000円分、これが課税所得から控除されてそれぞれ所得税、個人住民税等に減税の効果があるというものです。

3 ページをお願いいたします。

令和3年度の税制改正におきまして拡充・延長が認められております。下のほうに改正内容を書いておりますが、まず一つは5年間の延長ということで、令和4年、2022年からさらに5年間の延長をいただいております。今、この延長の期間の最中ということです。

それから2番目のところ、税制対象医薬品の範囲拡大ですが、税制のインセンティブ効果をより強化するために対象の追加、そして対象の除外、こうしたことが行われたわけです。次のページでイメージとして申し上げたいと存じます。

4 ページ、御覧いただけますでしょうか。

対象医薬品は緑色のところに書いておりますスイッチO T C医薬品、当時、これが対象になっておったわけですが、この追加という箱の上のところを御覧いただきまして、国民の有訴者数が多い症状、これは次の5 ページに国民生活基礎調査によるデータを書いておりますが、赤の棒グラフでハイライトしてあるような、せきやたんが出る、鼻がつまる・鼻汁が出る、あるいは肩こり、腰痛、手足の関節が痛む、こうしたような症状が国民の有訴者数が多いものですから、こういうものに対応する薬効については追加をしてはどうかということでございます。

4 ページの下の方のポンチ絵を御覧をいただきまして、今まで緑だけが対象だったところに横にブルーのものがついております。今、私が申し上げた症状に対応するような薬効、それに対応するようなお薬につきましては、医療用からのスイッチではない医薬品につきましても対象として追加をするということが行われました。

一方で、除外というところ、緑のところに白抜きになっているものがあります。強心剤、ビタミン剤、カルシウム剤、その他の歯科口腔用薬、こうしたものについては6 ページを御覧をいただきますと、事細かに見ていただきたい趣旨ではございませんが、強心剤、これは安全性の観点から慎重に考えるべき。それから、ビタミン主薬製剤につきましては栄養補給等の目的で使用されるではないか。カルシウム主薬製剤につきましてもカルシウム補充目的。歯科の齲蝕予防、これはこの薬剤だけで特定の保険給付を代替できないのではないかと。こうした観点から対象の除外を行いつつ、追加を行ったというのがこの令和3年度の税制改正です。なお、この対象の除外は4年間の経過措置期間が設けられましたので、来年1月1日から対象から除外されることになっております。以上がこの税制の経過です。

7 ページをお願いいたします。

セルフメディケーション税制の利用者数と、医療費控除の利用者数をグラフにしたものが左のほうでございます。一目瞭然と御覧いただいておりますとおり、医療費控除は直近で785万1,000人、一方、セルフメディケーション税制は4万

9,000人ということで、医療費控除の1%にも満たない数の方にしか御利用いただいていないということです。

このセルフメディケーション税制だけをハイライトしたものがその右の方でして、税制がスタートしてから大体3万人程度で推移をしていたものが、先ほど申し上げました令和3年度の税制改正以降、少し増えて今、4万9,000人になっているというのが現在の利用者数の状況です。

8ページは、セルフメディケーション税制の対象医薬品がOTC医薬品の中でどれぐらいの比率になっているかという、これはファクトを整理したものです。総数、左上の所を御覧いただきますと大体45%程度のお薬が今、対象になっている。これは令和3年度の税制改正で少し対象が増えましたので、そこから比率が上昇しております。

②、③、④、これは令和3年度の税制改正で対象が増えたものですので、直近、この令和4年と3年の間で比率が増えていて大体8割あるいは100%近いお薬が対象になっている。一方で、⑤の消化器官用薬につきましては、これは拡充の対象になっていませんので、セルフメディケーション税制の対象になっている医薬品は10%弱である、こうした状況です。

以上を前提といたしまして、この税制措置の効果についてどう考えるかということが9ページ以降です。

これは私どもとして五十嵐中先生、医療費適正化の効果等につきまして医療経済の関係で御知見のある先生でいらっしゃいますが、先生に厚生労働科学研究をお願いいたしまして、こうしたセルフメディケーション税制の効果についてどのような分析が可能か御研究をいただいております。今から私が申し上げる内容はセルフメディケーション税制に関する検討会を私ども、今年1月からやっております、そこにも御報告いただいた内容のエッセンスです。

これはアプローチといたしましては、セルフメディケーション税制を利用された方、それと利用されなかった方、セルフメディケーション税制は医療費適正化が目的ですので、では、医療費がどう変わっているかということと比較する、これが基本的なアプローチです。このときに問題になるのは、セルフメディケーションを利用した方をどうやって捕捉するかということ、これが1点目の課題です。もう一つは、その方と、そして、その方と比較するに足るような方、その方との医療費を比較する、そのためのデータが整っていないと比較ができない。これは単純にセルフメディケーション税制を申告されている方を町中で見つけてきて医療費データを下さいというわけにもいきませんから、そうした条件が整っている中で今、私が申し上げたような方をどのようにピックアップできるかということと先生と御相談しながら進めております。

医療費データがそうした意味でアベイラブルであるということになりますと、これは民間の会社、事業体の方でこうしたレセプトデータを持っておられる、医療費データを持っておられる、そうしたデータベースにまず着目をいたしました。それが今、

我が国で申し上げますと、このJMDC社のPepUpというアプリ、それから、DeSCヘルスケアのkenkomというアプリ、こうした2つのアプリがありますので、このアプリで調査ができないだろうか。

そうすると、このアプリの利用者に対し、セルフメディケーション税制を利用しているかどうかを御申告いただきました。ただ、手挙げだけですとどうしてもセルフメディケーション税制と医療費控除を勘違いしてしまったりということがございますので、資料の表の「取得経路」というところのアプリ経由で実施したアンケートにより捕捉というのが基本なのですが、医療費控除とセルフメディケーション税制を混同している方を除外するために、アプリ上で知識を問うクイズを3問程度出しまして、きちんと正解された方、これは本当に理解をした上でセルフメディケーション税制を利用されている方だろうということで、こうした形で絞り込みを実施しました。それにつきまして、その方と比較するに足る方の医療費を比較する、そうしたアプローチでやったものです。

10ページをお願いいたします。

これが1つ目のJMDC社のアプリ、PepUpのほうの結果です。まず左のほうに絞り込みの過程が書いてございますが、約1万名の方を対象にしているのですが、結果的にこうやって絞り込んでまいりますと最終的に対象としてピックアップできたのが20名ということでした。したがって、N数は非常に限られたものです。この20名につきまして、医療費とか年齢範囲の近似した方を同じアプリを使っておられる方から1人につき100名ずつマッチングをいたしまして、セルフメディケーション税制の申告者と申告していない方の医療費を比較する、こうしたようなアプローチを取ったということです。初年度医療費でマッチングをした形で比較をしたものが右側にある2つの折れ線グラフで、ともにセルフメディケーション税制申告者のほうが医療費が低下をしているということが見てとれるということです。

11ページをお願いいたします。

同じくDeSCヘルスケア社のkenkomというアプリ、これにつきましても左の絞り込みのところを御覧いただきまして、2万名を超える方に行いましたが、結果的に絞込んだとき、クイズ2問以上を正解で広めに取ったので32名、クイズ3問正解で狭めにとると26名。こうした方で同じように、こちらの場合につきましては性別、年齢、2016年の医療費、2016年の薬剤費、これを用いてマッチングをして比較をいたしました。これにつきましても医療費、薬剤費ともにセルフメディケーション税制を申告されている方のほうが低下しているということが見てとれる、そうしたことが分かったというものです。

これが今、医療費ということに着目をしてセルフメディケーション税制を利用されている方をどうやって抽出して対象とすべき方と医療費を比較するかというアプローチなのですが、そもそもセルフメディケーション税制というものの、私が冒頭に申し上げ

げたとおり、医療用医薬品をもともと使っていたのだけれども、それをOTC医薬品に切り替えて、そして、医療費適正化に資する、そうしたことを忠実に捉まえますと、そうした行動変容が起きたかどうか、そうしたことをきちんと捕捉できなければならないのではないか。これが12ページの2つ目の観点です。この税制措置の効果として行動変容をどのように捕捉できるか。これにつきましても五十嵐先生のほうで解析あるいは解析を検討されていることがございます。

1つ目が、保険者とその調剤薬局併設型のドラッグストアチェーンとの連携により、保険者、これは被保険者の方のレセプト情報を持っておられますから、前シーズンに花粉症のお薬を医療保険で処方されていた方、そうした方を個別に特定ができます。そうした方につきまして、この薬は医療保険のお薬だけではなくスイッチOTC、一般の薬局で買える別の同じ薬があるのですよということを紹介し、セルフメディケーション税制も併せて紹介しながら、こういうOTC医薬品を購入時に用いることが可能なクーポンを郵送し、そして、このクーポンを使用した被保険者の方の受診が減ったかどうか、これは同じ保険者に加入しておられる場合、そうしたことが追跡可能ですので、今、こうした取組を行っているところです。

ただ、皆様方、聞いてお分かりいただけるとおり、これは純粋にセルフメディケーション税制の効果だけかと申しますと、当然このクーポンを使っているという意味においては、その行動変容に対しまして金銭的なインセンティブもあると。これはどうしてもこの税制の効果だけを単純に社会実験としてやろうという事業にはなかなか御協力いただくことは難しく、保険者は保険者として医療費適正化を図る事業の中でできる限りOTC医薬品への移行を進めたい、そうした取組とこのセルフメディケーション税制による行動変容をどのように組み合わせて検証していくか、そうしたアプローチの結果、こうしたものになっていると御理解をいただければ幸いに存じます。

2つ目の保険者とECサイト（インターネットショッピングサイト）との連携による調査も発想としては①と同じものでして、花粉症あるいは皮膚疾患などの軽度な症状で受診している方をピックアップして、OTC医薬品もあるのですよという御案内、そして、ECサイトで利用可能なクーポンをお知らせし、どれくらい受診が減ったかを検証するというものです。

さらに、調査方法を検討中のものが③でして、電子版のお薬手帳アプリのベンダーとの連携ということで、セルフメディケーション税制、これに置き換え可能な医療保険での医薬品、医療用医薬品が処方された際にプッシュ型で通知を送ることができないだろうか。そうしたものを受けた場合に実際に置き換えがあったかどうか、そのようなことを追跡的に調査できないかを検討しているというものです。これはまだいずれも途上のものでして、また純粋にセルフメディケーション税制だけの効果かという論点もあろうかと存じますが、行動変容を捕捉することができないか、そうした観点からの取組の状況です。

13、14ページは今、私が申し上げた①、②の資料ですので、この場では説明は省略をさせていただきます。

そして、最後、15ページをお願いいたします。

これは参考ですが、セルフメディケーション税制、今、我が国の医療費、大変高騰しておりますので、当然イノベーションを評価する、あるいは医薬品を安定的に供給する、そうしたもののために一定の御負担をお願いしなければいけないわけですが、一方で、国民負担を軽減するという要請がございます。そうした中でセルフメディケーションを推進するということは政策的にも注目が集まっているところです。では、セルフメディケーションを推進したらどれぐらい医療費や薬剤費が軽減するのかということも、これは先行的な研究の中で五十嵐先生のほうで少し推計をさせていただいているものがございますので、併せて御紹介をさせていただきます。

上の箱の2つ目の●を御覧いただきまして、これは当たり前のことですが、潜在的削減額というものは誰の医療費、そして、1人当たりどれぐらい減らし得るのか、この掛け算になるということですが、下の表を御覧をいただきまして、事細かには御説明申し上げませんが、これまで3つの異なる推計をさせていただいています。

それぞれアプローチが違うものですが、一番上、2020年の推計では、これは医療費として単なる薬剤費だけではなく初・再診料あるいは調剤料も含む医療費全体の中でどれぐらい削減ができるだろうかということです。この当時、セルフメディケーション税制の対象になっていた6領域、その6の疾患領域につきまして対象患者、これはその患者が全てセルフメディケーションで置き換えられるということでは当然ございませんので、重症の併存疾患の既往がないだとか、あるいはレセプト上でほかの疾患の病名がないだとか、いわゆるそれだけで独立している患者に限定をすることによって、2,300億円程度というのがこの当時、数字として推計が出されてございます。

2022年はちょっとアプローチを変えてございまして、お薬の薬効分類、成分、適応、こうしたものだけに着目しまして、純粹に今、OTCがあるものと置き換えられるものはどれぐらいかという観点で行われたものでございます。適応が合致するもの、一番絞り込んだところで3,300億、成分が合致するもの、その次に緩く絞り込んだところで6,500億、このような結果が出ております。

2024年では、これはまた一番上と同じように全医療費ということで、生活習慣病の5領域の疾患につきまして、1年間以上単一の薬剤を安定して使われているだとか、ほかの疾患の病名がないだとか、状態が安定し、単剤を継続的に使っている患者に限定して計算をしたところ、1,100億円。こうしたようなことがございました。

以上が五十嵐先生にこれまでお願いしてきていることでして、16ページにお進みいただきますと、セルフケア・セルフメディケーション推進に関する有識者検討会、これは下にこの有識者検討会の開催の趣旨、そして、構成員の一覧が書いてございますが、ここに五十嵐先生から御報告をいただいて御議論いただきました。そのときの主

な議論を真ん中の箱のところに書いております。

1つ目の●は、五十嵐先生御自身からということですが、今回は総医療費のみでマッチングをしていると。疾患の種類等でのマッチングというのはできていなくて、そうしたアプローチについても少し検討しているということ。

次の●は五十嵐先生ではない構成員の方からですが、税制の効果を考えるという意味では、税制を利用するつもりでO T Cを買っていた、だけれども、実際には確定申告をしなかったみたいな形で、当然、税制利用者以外にもこの効果は発生するだろうと。そういう意味において、本人の自己申告に基づく利用者／非利用者の比較では不十分ではないかと。これはおっしゃるとおりだと思います。

それに対する五十嵐参考人のお答えがその次でございますけれども、そうした観点のほかにも、例えばこれは当然、世帯で使ったものということになりますので、家族がセルフメディケーション税制を利用したときの本人の金額とか、そうした意味ではどうしてもこの手の効果を検証しようとするときの限界があるということを研究者の立場からおっしゃったということがございました。

大変駆け足でございますが、セルフメディケーション税制のこれまでの経緯と利用状況、そして、効果検証につきまして私どもとして取り組んでいる状況について御説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○赤井座長

水谷課長、ありがとうございました。

それでは、質疑応答、意見交換に移りたいと思います。先ほどと同様に挙手ボタンを押していただき、その際には卓上マイクオンか、オンラインの方はミュートボタンの解除をお願いいたします。

佐藤特別委員、お願いいたします。

○佐藤特別委員

御説明ありがとうございました。

規制改革でお世話になっています。スイッチO T C、ずっとやっていますので。まず今回の頂いた資料を見ると、幾つかの意味で一貫性がないという気がしています。

1つ目は、例えばスイッチO T Cについて品目で最初に出されていますよね、約3,230品目という形で。後で五十嵐先生からポテンシャルとしてスイッチO T C可能な金額は18ページで3,278億円という、これはあくまでも一つの試算だと思いますが、こういう金額が出ていますけれども、では、現状でこの3,230何がしという品目をスイッチO T C化した結果として、これは金額ベースで見ると幾らくらいなのかなと。五十嵐先生の研究は金額で見えていますので、品目もいいのですけれども、金額でも見たいなという気がするので、では、どれくらい現状とこの3,278億円という最後に出てきた金額が乖離しているのか、あるいは近づいているのかという、その評価は欲しいなと思います。

それから、BバイCという考え方から見ると、一生懸命後ろの参考資料で対象をどう絞るかによってかなり違うのですが、15ページのところで医療費がこれくらい節約できそうだという削減効果を出していただいているのですが、他方で、Cというのはつまり、実際の控除額ですよ。つまり、例えば要するに税金、どれくらいこれで減っているのだろうというですね。先ほど住宅ローン減税の話、国交省さんから御紹介いただきました。あちらには減収額、あれは税額控除だから簡単なのですけれども、が出ています。こちらは所得控除なので、恐らく減収額を出せと言われたら多分難しいと思うのですけれども、少なくとも控除額は出せるはずなので、控除額は幾らなのですかということでBバイC。つまり、控除額に比して医療費の削減効果は何倍くらいなのという、どれくらいなのという、そういった比較はあっていいのかなという気がします。

あと、先ほど面白いといえば面白いのですが、10ページにある効果ですね。つまり、セルフメディケーション税制を申告した人としなかった人の差ですけれども、厳密に言うとコントロールグループとトリートメントグループは人が行き来してしまっている。当然のことながらセルフメディケーションを一生懸命やる人は病院に行かないので医療費はそもそも安いはずなので、それは税制の効果と考えるべきなのか、単にセルフメディケーションすると当然病院に行かないから医療費が抑えられているのかということなのか。ここは税制の効果と飛びついていいのかどうかとは分からないと思うのです。税制の効果というのであれば、ある種、経済学的に考えると弾力性ということになるのですが、では、税を導入することによって実際にセルフメディケーションを行う人の数がどれくらい増えたのかとか、セルフメディケーションの側の支出がどれくらい増えたのかとか、それに比べて医療費がどれくらい抑えられたのかとか、多分そこで見ていく必要があると思うのです。変化額ですね。セルフメディケーションに対する支出あるいは利用者の変化額なり変化率で見ていく必要があるのかなと。つまり、税制に対してどれくらい弾力的なのかというのはよく分からないということと、それから、より重要なのは、利用者の数があまりにも少ないというのは考えると認知度が低いのではないのかということで、恐らく皆さん、金額はそこまで多くは普通の人は買わないかもしれませんが、やはりそれなりにOTC医薬品を購入している割には申告されていないのかもしれない。では、どれくらいのピックアッププレートと我々は呼びますが、本来対象になる人に対して何%ぐらいが実際は申告していたのだろうという、そこを見ないと実際制度の浸透度というのが分からないということになってくるので、これもやはり本来、EBPM的には評価すべき対象かなという気がしています。

ほかにも幾つかあるのですが、取りあえず、あとやはり供給サイドが重要で、これは実現したスイッチOTC化したものについてどれくらい利用が進むかですけれども、そもそも供給側というか、スイッチOTC化が、これは規制改革の仕事ですが、全然

進んでいないというか海外に比べて遅いということ、これがそもそも対象が絞られている、限定的だということも普及しない理由の一つかなと思いました。

○赤井座長

國枝先生、お願いいたします。

○國枝中央大学法学部教授

発表、ありがとうございました。

分析なのですけれども、御説明にもあったように10ページですが、結果を見ると税制申告者の医療費は変わらないが、申告しない人は医療費が増えてしまっているというちょっと解釈し難い結果になっているのですが、やはりサンプル数が少ないのでこうなっているのかなというような気がいたします。なので、いろいろ御苦勞なさっていると思いますけれども、もう少し分析を進められたらどうかと思います。

それから、先ほど佐藤先生からお話もありましたが、インプットとして税収も重要ですが、もう一つ、2ページで示されたように、代表例として出されているのが400万円の所得の方が2万円購入して、所得税1,600円、個人住民税800円ということなのですが、非常に少額なわけですが、これは税務の現場からしますと、医療費控除だけで非常に対応が難しい、めちゃくちゃ忙しくなっているところにこういった多数の少額の控除の作業が加わってくことを意味する。所得税1,600円とかの減税に対して、人件費のコストまで考慮したときに、本税制がどう評価されるかということも考えざるを得ない。もちろん、税務署の人件費等のデータは、厚労省では分からないと思いますので、国税庁や主税局のデータが必要かもしれませんが、そこまで考えた分析を考えなければいけないだろう。そうした問題点まで考えていきますと、少額で煩雑なこういう税制よりも、もちろん政治的反発がいろいろあるのは分かりますけれども、O T C類似薬の健康保険の適用除外という政策の方がこうした政策よりもはるかに有効ではないのかという気がします。

○赤井座長

奥平委員、お願いいたします。

○奥平委員

私からは、税制やその他の制度設計への次のステップとして、既存のエビデンスをフェアレビューすることが大切ではないのかというお話をしたいと思います。昨年の本EBPMの専門家会合におきましても、法人減税が企業投資を増やすかについて既存のエビデンスが出され、効果がある場合とない場合とがあると。その背景には今後の税制設計のためのヒントが隠されているという議論があったかと思います。今回についても同様と思いました。

事前に厚労省の方に質問を差し上げまして、今回の有識者会議で先行研究がレビューされたかをお伺いしました。特になかったということだったのですが、RIETIから出されている西川先生と大橋先生の2024年の10月に改訂された「セルフメディケーシ

ョン税制による薬剤費抑制効果の検証」という論文を御紹介いただきました。例えば、具体的にどこにヒントが隠されているかと申し上げると、この研究はアレルギー性鼻炎の受診頻度や処方量がセルメ税制によってどのように変わったのかをレセプトデータを使って検証してらっしゃいます。結構面白い結果が出されておりまして、一部の患者が自発的にスイッチO T Cへ切り替えたことで、医師は収入の減少を補うため、処方量を増大させるといった誘発需要が生じることが指摘されておりました。医療経済の知り合いの先生からも、以前にお伺いしたことがあるのですが、医療費の抑制でいつも問題になるのはこの医師の誘発需要なんだそうです。

今回の五十嵐先生の御研究はきちんとコントロールグループも設定しようとしてもらって、エビデンスの質という面では次につながると感じましたが、やはり他の研究も含めて検証したほうがいいと。本当に必要な処方を妨げるべきではないですが、この西川・大橋RIETI論文によりますと、セルメ該当の処方をする場合には患者側の自己負担割合を高くするべきという点も書かれておりまして、制度設計の上ではヒントになるのではないのかなと。個人的には、自己負担の割合を変えることは簡単ではないと思いますので、保険適用を外したり、あるいは患者にとっての利用のコストを上げるために直接費用の面だけではなくて、処方量を変える方法もあると感じます。

例えば、サロンプラスが先ほど例で出ていましたが、セルフメディケーションに該当するような非常に軽微な診断がなされる場合には、1回当たりの処方量を2日分にするとか、サロンプラス1枚だけ処方するなど、処方量を変化させることもできると思います。

もう一点、この西川・大橋論文には他の先行研究もレビューされておりまして、ざっと見たときに税制のデザインに関して面白い示唆があると思ったのがChang and Trivediの2003年の論文になります。この論文では、低所得層にとってはセルフメディケーション該当の医薬品が正常財で、高所得層にとっては下級財。これは経済学の言葉で言うと、少なくとも所得効果の意味では、低所得層では高所得層と比べてセルフメディケーションが価格に対して弾力的ということになります。平たく言うと低所得層に対してよく利くということです。

もちろん、この税制は確定申告をしていない人が対象にならないとか、非課税である人は対象にならないという問題はあると思うのですが、所得再分配の観点からは、先行研究に基づくと、セルフメディケーションは支持されるということなのかなと個人的には感じました。もちろん五十嵐先生の御研究をしっかりと有識者会議で見られることも大切と思いますが、もしも今後、有識者会議が開かれるようでしたら、ぜひ既存のエビデンスのフェアレビューをなさって、その中から全体的に制度をデザインされてはいかがかなと思いました。

○赤井座長

片桐先生、お願いいたします。

○片桐早稲田大学商学学術院商学部准教授

私、医療とかあまり専門ではないので、もしかしたら意見が的外れになるかもしれないのですが、セルフメディケーションの税制申告者と税制申告未経験者を分けて10ページで分析されるときに、セルフメディケアでできると思って医者に行かなかった人と医者に行った人というのは何らか理由があって分かれているのだと思うので、これは完全にランダムであればいいと思うのですが、やはり行く人は行く人なりの理由があるので、そこを何かランダムであるかのように分析をやってしまうと、比較になっているのかなというのが分からなかったというところであります。もちろんマッチングということで見た目上、医療費とか年齢を合わせたとしても、やはり行く人と行かない人は理由があって行ったり行かなかったりしますので、その分け方というのは注意したほうがいいのかと。今後、ドラッグストアなんかと提携して調査をやるときも、クーポンを使うか使わないかというのは、やはり理由があって使う人と理由があって使わない人で、医者に行く人は医者に行く人なりの理由があって行くと思いますので、どういう理由で行くのかを調べるとか、例えばクーポンを配るのもランダムに配るとか何かランダムネスを入れた形で分析していかないと、みんなに配って、行った人だけで分析するとかというと、それは行くことを選択した人だけで分析するようなことになってしまいますので、ランダムネスを入れながら分析していくというところを工夫された方がいいのではないかなと感じました。

あとは代替関係にある医療費というところで見ると、子供なんかは医療費がただなわけですね。後期高齢者になってくると1割になってくるなど、どういう年齢層にいるかによって代替するときのコストというのは大きく変わってきますので、例えば3割負担の人だったらこれぐらい変わるとか、1割負担の人はこれぐらい変わるとか、何か医療費の負担によってどれぐらい変わるのかというところも見えていくと、弾力性といえますか、変更度合いの参考になるのかなという気がしましたので、もちろんやられているのかもしれないのですが、その辺は重要な視点として考えていければいいかなという気がいたしました。

○赤井座長

中空委員、お願いいたします。

○中空委員

ほかの先生方と違って一般論ですみませんが、昨日ある勉強会へ行っていて、セルフメディケーションは知っているかという話を聞いてみたら、20人ぐらいいたのですが一人も知らなくてというのが現状なのだと私は思います。本当に知られていない。知らないという人たちが大勢いる中でEBPMをやろうと思っても、それはうまくいかないよねということや、ある程度こじつけに見えてしまうことや、そもそもそれをよく知っている人たちだけを拾い上げて調査をするので、とてもとても小さいことをやっ

ているような気がしてならないということがあります。なので、セルフメディケーション税制をもっとみんなに使ってもらおうというのであれば、最初にやるべきことは、もっと周知徹底の方かもしれないと思います。これが1点目です。

2点目は、やはりデータがまだらというか、分断していることの日本国としてのネガティブさというのをここでも感じざるを得ないなということです。これは医療機関にはデータがあって、例えばですけれども、マイナンバーを持っていかないと薬局でもこういったスイッチOTCが買えないということになれば、1回ずつ履歴が残って、1万2,000円を控除したところで勝手に減税されて、還付があるかどうか分かるようになるのであれば、とてもとてもやりやすいし、よいと思うのですが、そうではなくてある程度絞られた人が後になって税制の適用をしなければいけないとなってくると、それは大変だし、それを知らないで1万2000円ぐらい買ったかなと思っていても、もうレシートがないという話になりかねないなと思います。

なので、そもそもこれをうまく適用するための制度になっているかを考えたり、あるいは今の現状だけで何とかしようと皆さん頑張っておられるのですが、そのマイナンバーで薬局で買いに行くということが無理であれば、国税庁のデータと、それから、医療費データとを紐づければ最終的にはいろいろなことが見えてくるはずなので、やはりデータ不足によるものが大きくて、それを後で後づけでやろうと思うとコストがかかってしまう。何か無駄なことをやっているのではないかなという気が若干しました。データをどうやって取るかということは別途やられて、セルフメディケーション税制については周知徹底をする。人数が増えてきたところでEBPMをもう一回徹底するというのはどうでしょうというのが私からの一般的な意見です。

○赤井座長

伊芸先生、お願いいたします。

○伊芸慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任准教授

御報告、ありがとうございました。

私もこれまでの委員のコメントと重なる部分は多いと思うのですが、今日のお話は研究としてお話を聞くと面白いな、分析として実態はさておき、研究のアプローチですとか、クーポンですとかプッシュ通知、研究としてのアプローチは面白いと感じたのですが、結論として貴省でどうアクションにつなげていくかというところがよく分からなかったのですね。発言や報告、説明がなかったのかなと思います。もちろん、分析途中というところが過半数、結構多かったかなと思うのですが、まず1つ目の①の結果などを受けて今後も続けていくべきなのか、もう少し対象者を広げてアプローチを変える。今、中空委員からもありましたように周知といったところに注力するですとか、そういったアクションにつなげないと、ただ効果検証する、ただ分析する、ただエビデンスをつくるというだけにしてしまっていて、EBPMになっていないと思うのですね。エビデンスに基づいて政策をつくるというのがEBPMですので、そ

ういった効果検証の中で分かったことを踏まえて次に何をするかというところまで御説明があるとよかったのかなと思います。

今、12ページの②のところについても、税制の効果が検証できるかは分かりませんがというような説明があったと思うのですけれども、恐らくこちらでクーポンですとかプッシュ通知なんかを五十嵐先生のほうから研究の案として出てきたということは、やはりそういった周知ですとかスイッチO T C医薬品とか税制のところについてなかなか皆さん知っていないのではないかなと推察されるわけですね。そういったところをこれも含めてぜひ有識者会議の方でも、今回の調査研究を踏まえて貴省でどのような取組をするべきかというところまで含めて提言をまとめていただけると、まさにEBPMになるのかなと思いました。

○赤井座長

私からも1つだけ。医療費を節約できるのはいいことだと思いますし、これは使っていただくのはいいと思うのですけれども、先ほど言いましたように周知されていないということで、私から1つ質問です。結局どういう行動をしている人がこのセルフメディケーションでお得になっているのか。何か世間のイメージとしては、その負担割合にもよると思うのですけれども、医者に行つてそういうサロンパスと同様の湿布をもらったほうが保険適用されているので得ではないかと言われていると思うのですが、実際のところ、そうではなくてセルフメディケーション税制を使って普通に薬局で買ったほうが得になるような人はどういう人で、そういうお得度はどのぐらいで、そうだとしたら、そのような人にどのようにアプローチするのか、何かそういうような視点があるといいのかなと思います。その点もし分かれば教えてください。

それでは、厚労省様から御回答いただければと思います。

○水谷 厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長

様々な御指摘、どうもありがとうございます。答えられるものについて、お答えさせていただきます。

まず、佐藤先生のからいろいろ御指摘を頂戴いたしました。控除額は分かるのではないかと等御指摘いただいたのですが、実は私どもとして控除額あるいは減収額そのものの関連のデータを持ってございませんで、そうしたこともあって今回、こうした中空先生からまさにデータの関係で迂遠なことをやっているように見えるといった御指摘もあり、まさにそういうこともあるかもしれません。ただ、私どもとして、個人の税のデータにアクセスを持たない中で税制を利用していると言われる方をどのようにピックアップし、その方の医療費データとそれに比較すべき人の医療費データをどう比較するかということをして一生懸命やっているというのが縷々申し上げてきた考え方として、そうした意味において、どうしても税の関係の控除額や減収額といった部分、実際にどれぐらいの額を使われているかというデータに対するアクセスがないものですから、先生がおっしゃること、まさにBバイCのところとか含めて御指摘のとおり

だと思うのですが、そのところは税のデータとの関連がないと分析が難しいのかなと思っております。

2つ目で、佐藤先生から、これはほかの先生も御指摘いただいたと思いますが、そもそもやはり利用者の数が少ないという中で、実際に、では医療機関に行かなくなってOTCの量が増えたのか。私が御説明申し上げた五十嵐先生の研究というのは、結果としての相対の医療費を比較しているものです。その間のプロセスについての分析はありません。一方で、行動変容といった形で、つまり、今まで医療用医薬品を使っていたのに、それをOTC医薬品に切り替えた、それはお薬代自体も変わるし、それから、そこに至る初・再診料等も含めて、そういうところまでの分析ができれば一番いいと思うのですが、そこは、私が最後の方に申し上げた行動変容の分析に入ってくる部分でございます。片桐先生からもどういう理由で行くのをやめたのかというようなことについても御指摘を頂戴いたしました。だんだんそういうところに入ってくると、まさに個別ケースになってまいりまして、私ども、分析をする立場からすると非常に分析が難しいというのも事実としてあるなと思いながら聞いておりました。ただ、そうした点、すなわち結果としての医療費の部分と、それから行動変容の部分、そこがまたどういう理由でといったことをどのようにピックアップしていけるかということ、引き続き検討してまいりたいと考えています。

それから、奥平先生から先行研究レビューの話を頂戴いたしました。これは本当に御指摘のとおりだと思いますし、先行研究のレビューにつきましては今後、機会があれば検討会でも御紹介をさせていただきながら議論していきたいと思います。御指摘のあったこの先行研究はセルフメディケーション税制を利用したかどうかということ自体には着目をしていなくて、セルフメディケーション税制が導入された前後、そうした中での患者の受療行動あるいは医師の処方行動、そういうものがどう変わったかということが多変量解析する中で実際に患者の受療行動でどれだけ医療費が減ったか、医師の処方行動でどれだけ薬剤費が増えたかといったことを検証していただいているものであります。したがって、これがセルフメディケーション税制のみの効果なのかということについてはいろいろ議論があるという意味で、セルフメディケーション税制の効果検証という文脈では私ども、今回御紹介をしていなかったものなのですが、ただ、そのほかにも御紹介いただいた研究などもありますので、そこは我々もよくよく整理して今後の議論に生かしてまいりたいと考えております。

それから、片桐先生、赤井先生からも、結局OTC医薬品の方が高いということで、それがどういう人にとってお得なのかということが御指摘としてございました。一般的な感覚として捉まえますと、OTC医薬品のほうが医療用医薬品よりも高いというようなことであろうかと思えます。これもあくまで一般論になってしまうわけですが、OTC医薬品は、これは価格を決めるとき、当然自由な価格設定でございますので、既に市場に流通している競合品のOTC医薬品の価格あるいは原価計算を基に価格設

定が行われます。それから、やはりこのOTC医薬品ですと、売るために広告宣伝等を行います。そうした広告宣伝の費用などをメーカーの戦略によっては充実させて価格に反映させる場合がございます。それから、よく医療保険の薬価とこのOTC医薬品の価格を比較するわけですが、医療保険の薬価は、卸から医療機関への販売価格ということになります。一方で、OTC医薬品の価格として我々が一般的に見ているものは、ドラッグストアの小売の販管費なども入ることになりますので、若干見ているものが違うという要素もあろうかと思えます。そういう中で、OTC医薬品の価格がそうした医療保険の薬価よりも高くなるということがあるのだと理解をしております。

その上で、例えば一般的なイメージとしては、赤井先生がおっしゃったイメージで花粉症ですとか、あるいは発熱があった場合のロキソプロフェンといったものが一般的、典型的に思い浮かぶような場合かと思えます。これも実はどの市販薬を使うかによって当然値段は違います。それから、自己負担の割合のことをまさに片桐先生がおっしゃいましたけれども、1割負担か3割負担かでも当然違ってまいります。ですので、一概には言えませんが、例えばこのロキソプロフェンといったものは、ある程度薬価も低くなってきておりますので、こうした世界のお薬についてはあまり変わりがない。大きな視点で見ると変わりがないところです。そういう中で、逆に医療保険ですと初・再診料ですとか調剤料ですとかそういうものがかかると、逆に医療保険のほうが高くなる場合もあろうかと思えます。

ただ一方で、花粉症のお薬などで見ますと、やはりお薬の値段もそれなりに違いますし、技術料が入ったとしても医療保険のほうが安いというような場合もあります。ここら辺につきましては、正直ケース・バイ・ケースのところがございます。そうした中で我々、どうやって周知をしていけばいいのか。まさに周知が足りないのではないかと、それが大前提ではないかと中空先生がおっしゃっておられまして、私どももセルフメディケーション税制はこういうものですよという周知、政府広報ですとか、そういうことは当然やっているのですが、それはあくまでマスに訴えているだけで、やはりなかなか効かないのではないかと。そうした観点もあって、先ほどの行動変容のところでお紹介したアプローチというのは、ある意味そういう効くところにアプローチをするものだと思っております。すなわち、去年花粉症で医療保険でお薬をこれだけもらっていた人、実はOTCでもこういうのがあるのだよ、医者に行かなくて同じようなものをもらえるのだよということを個別にアプローチをして、その中でセルフメディケーション税制を知ってもらい活用していただく、こういうアプローチは我々としては有効なアプローチだと思っていて、こうしたアプローチも併用する形でやっていきたいと思っています。

ただ、このところでやはりいろいろな先生から御指摘いただいたとおり、本当は社会実験としてやるのであれば、先ほどランダムにクーポンを配ったほうがいいのではないかと片桐先生がおっしゃいましたが、そういうのも検証するという意味では論

点としてあるのだと思うのですが、一方で、今の周知、保険者からすれば自分の健保組合の医療費を削減する、そうした目的でそういう個別にアプローチをしているわけですから、ランダムに実験するというよりはそういうところとにかくお知らせしてやっていきたい。だから、その部分と効果検証的なものをある意味、混ぜてやっているというところがここの部分の限界なのかもしれません。私どももこれは単純に効果検証という意味だけではなくて、こうした健保組合などが個別にアプローチしていただく方法、これは私どもとしても大変歓迎をしておりますので、そうした中でどういことができるか、周知広報という観点からも、それから、今の実証という観点からも、また知恵を絞ってまいりたいと思います。

それから、中空先生からいただいたデータ分析、これは私どもも本当に痛感しております。何かもっとデータがうまく取れないのかというところは正直ございます。ただ、医療保険の世界で申し上げますと、このマイナンバーカード、マイナ保険証、私、前職でマイナ保険証を担当しております先生方にもいろいろ御指摘いただいて取組を進めてまいりましたが、マイナ保険証の世界はやはり公的医療保険の中でレセプトのオンラインのシステムがある、そこにマイナンバーカードをうまく絡める形でデータにするという、言わば基盤がある中にやっていったものですが、O T C医薬品につきましてはここの外にある世界なので、あえて言ってしまうと、ほかの日用品を買うのと同じ世界なものですから、そこにマイナンバーカード的なもので管理をするということになると、どうしてもかなり一段先の議論になってしまうなと思っております。

そうした中で、私どもが少し活用の可能性があると思っているのが電子版のお薬手帳でして、電子版のお薬手帳でO T C医薬品などの情報も入れられるようになっております。ただ、これは今、入れられるようになっているだけで、実際にそれを使っている方というのは正直多くない状況です。ここについて一般用医薬品のデータベースのようなものを整備できないかということはこの検討会の論点でも挙げさせていただいて、こうした情報基盤を整備することによって電子版お薬手帳でO T C医薬品の情報を入力しやすくすれば、こうした部分のデータが少し取りやすくなるのではないかと。これは1年でできる話ではないのですが、まさにデータをどう取りやすくするかというのは本当に我々も苦労していますので、少しそうした観点、中長期も見据えながらやっていきたいと考えてございます。

それから、佐藤先生からスイッチ自体がそもそも進んでいない。これも規制改革で別途御指摘をいただいているところでございますので、それに従って取組を進めてまいります。

それと、様々な先生方からO T C医薬品そのものを保険の適用から外すとか、あるいはしたほうがむしろいいのではないかとというような御指摘を頂戴いたしました。これはO T C類似薬の保険適用範囲の見直し、医療保険をつかさどる医療保険部会でも

これまで議論が行われてまいりました。これは両論あるという話になってしまうのですが、やはり当然OTC類似薬を保険適用範囲から外せば、国民皆保険の持続の可能性の観点からは、これは保険料負担の軽減につながるという肯定的な意見がある一方で、やはりOTC医薬品のほうが高い、そうすると、窓口負担での負担が増加をしますとか、あるいは高くなるから買わない、あるいはお医者さんにかかって適切に医薬品を選択する機会が失われてしまうおそれがあるという意味において、医療上の必要性に応じて患者が適切な医薬品を選択できる、そういうことがきちんと担保されるような措置とセットでなければ難しいのではないかと。様々な意見がある中で引き続き議論が行われているという状況でございます。

この医療保険における薬剤の負担の議論につきましては、新しく長期収載品の選定療養という仕組みを導入いたしました。これは特許が切れた医薬品と、後発医薬品の価格差があるという中で、後発品を我々は選んでほしい。だけれども、後発品を選ばずにあえて長期収載品を選ばれたという人に対して今まではこの価格の3割を医療保険で御負担していたわけですが、この差額の4分の1は保険外で自己負担いただく、というような仕組みを新しく導入いたしました。この仕組みを導入するに当たって、医療保険部会の中で今、先生方がおっしゃったような薬剤定額一部負担、あるいは薬剤の種類に応じて自己負担割合を変えるフランスのような仕組みですとか、あるいは市販品類似の医療保険の医薬品の保険給付の在り方を見直す、それと併せた形で長期収載品の選定療養という仕組みを御提案して、今、結果としてこの仕組みが採用されて実行されているのが直近の状況でございます。

それから伊芸先生からの御指摘について、私ども、このセルフメディケーション税制の在り方について今年1月、検討会を立ち上げてこれまで2回議論し、また、来週にも第3回目の議論を予定しております。効果検証につきましては、前回、五十嵐先生の研究を御紹介しながら御議論いただいていますし、今日いただいた御指摘も踏まえまして、これをまた検討会のほうにも御報告をしながら引き続き、これは決して検証のための検証をしているというよりは、さらにこのセルフメディケーション税制の在り方につなげていくために、例えば品目の範囲をどうするべきなのか、そうしたことも含めまして今、御議論をいただいております。もちろん検証の前に周知が必要だ、そうした御指摘も当然議論の中でのございました。私どもとして、役所が周知するだけではなくて様々なアクターが周知する方策も含めてステークホルダーの方々とよく議論していきたいと考えております。

大変駆け足でございますが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○赤井座長

ありがとうございます。

奥平委員、手を挙げられましたか。最後、何かございますか。

○奥平委員

西川・大橋論文の表3、表4を見ていただきますと、きちんとセルフメディケーション税制の影響が検証されております。政府の方々とこれまでに別の案件でもお話しさせていただいた時にすごく感じることもありますが、EBPMというのは現在の制度の評価をしてその結果だけを取り上げて、現在の制度をサポートしようとするとお考えの方が多くいらっしゃるのですね。そうではなくて、やはり政策が効くまでのメカニズムとか、何で先行研究と比べて効果が違うのかとか、そういったところを考えなければいけないと思います。私はこの西川・大橋論文を有識者会議で議論しないのは問題だと感じております。

○水谷 厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長

厚生労働省の医薬産業振興・医療情報企画課長でございます。

先ほど申し上げたとおり、先行研究につきましても私どもの方で整理をいたしまして検討会のほうに御報告し、御議論いただきたいと思いますと考えております。

○赤井座長

いろいろな情報をたくさん見ていただいて、よりよい議論をしていただければと思います。ありがとうございます。

それでは、本日は意見交換、ここまでとしたいと思います。厚生労働省の皆様には、本日の指摘も踏まえて、引き続き効果検証を進めていただければと思います。ありがとうございました。

本日は所得税関係の租税特別措置の検証について、EBPMの観点から大変有益な御意見を委員の皆様から頂戴いたしました。

それでは、この辺りで本日の議事は終了したいと思います。

会議の内容につきましては、この後、事務方から記者ブリーフで紹介したいと思います。

本日は、大変お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございました。

[閉会]